

令和6年2月定例会

建設委員会資料
(都市整備部)

秋田市建築基準法関係手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第11条 (略) 別表 (第1条関係)			第1条～第11条 (略) 別表 (第1条関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
(1)～(51) (略)			(1)～(51) (略)		
(52) 政令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の様替に関する制限の適用除外に係る特例の認定の申請に対する審査	既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の様替における建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る特例認定申請手数料	27,000円			
(53) 政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の様替に関する制限の適用除外に係る特例の認定の申請に対する審査	既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の様替における道路内の建築に関する制限の適用除外に係る特例認定申請手数料	27,000円			
(54) (略)			(52) (略)		
備考 (略)			備考 (略)		

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第1条 市長は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく事務のうち次条から第8条までに掲げる事務につき、それぞれこれらの規定に規定する名称の手数料を徴収する。</p> <p>第2条および第3条 （略）</p> <p>（軽微な変更該当証明書交付手数料）</p> <p>第4条 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更該当することを証する書面（以下「軽微な変更該当証明書」という。）の交付に係る事務につき徴収する手数料は、軽微な変更該当証明書交付手数料とし、その額は、軽微な変更該当証明書の交付の申請1件につき、軽微な変更後の確保計画について第2条の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 （略）</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第1条 市長は、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づく事務のうち次条から第8条までに掲げる事務につき、それぞれこれらの規定に規定する名称の手数料を徴収する。</p> <p>第2条および第3条 （略）</p> <p>（軽微な変更該当証明書交付手数料）</p> <p>第4条 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更該当することを証する書面（以下「軽微な変更該当証明書」という。）の交付に係る事務につき徴収する手数料は、軽微な変更該当証明書交付手数料とし、その額は、軽微な変更該当証明書の交付の申請1件につき、軽微な変更後の確保計画について第2条の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>以下 （略）</p>

秋田市営住宅条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条（略） （入居者の資格）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者であって、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>3および4（略） 以下（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （入居者の資格）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア（略）</p> <p>イ <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者であって、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>3および4（略） 以下（略）</p>

公共交通網の再編について

1 再編路線案

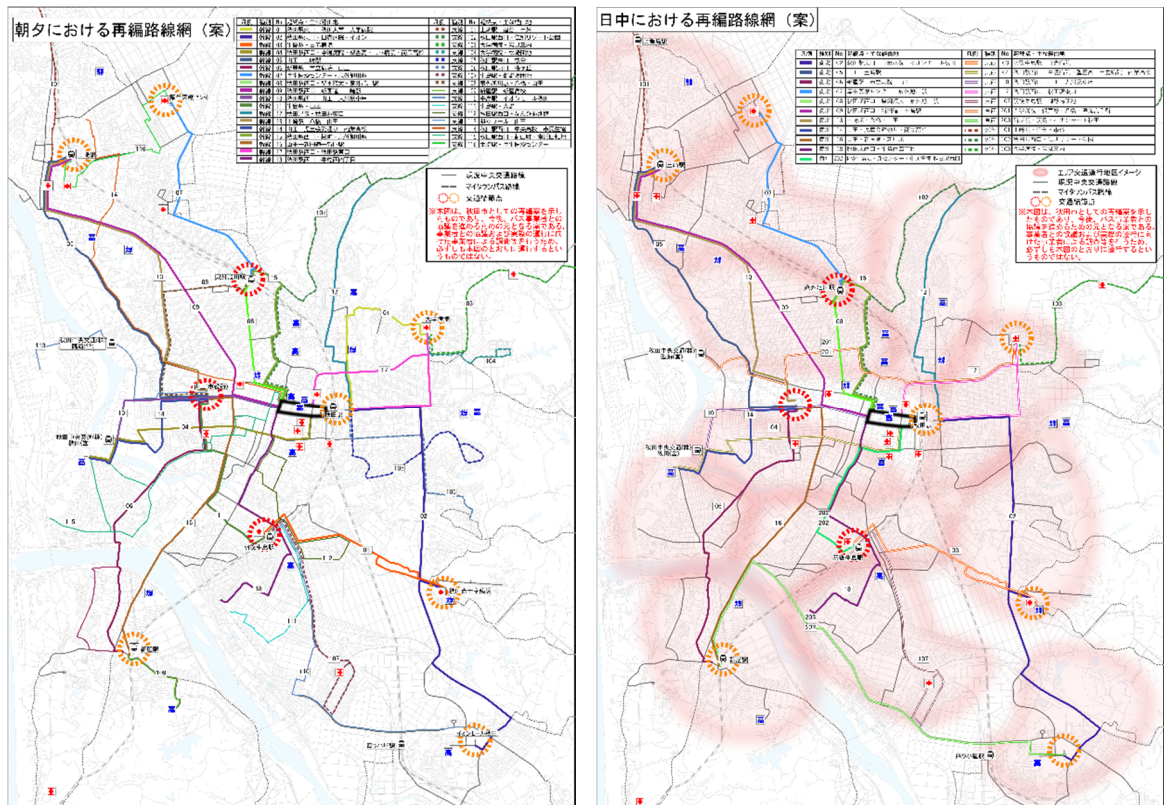
時間帯により異なる移動特性に対応する公共交通網への再編に向け、次のとおり本市としての再編路線網（案）を作成した。

朝夕の時間帯は、総合病院への通院や通勤・通学および帰宅目的の移動に対応する路線網、日中の時間帯については、かかりつけ医への通院や買い物など、日常生活に必要な移動を確保するセーフティネットとしての路線網としている。

本案は鉄道・バス・タクシーを効率よく組み合わせることで、運行頻度の地域間バランスに配慮しながら、一定頻度で運行できる路線網を目指したものである。

なお、本案は、バス事業者の意見を聞きながら、現時点の再編案として作成したものであるが、具体的な運行については、バス事業者側で回轉地や待機場所などを含めて詳細な検討を行う必要があるため、随時、必要に応じて変更を加えていくことを想定しているものである。

再編案路線網図（別添拡大図（図1、図2および参考図）参照）



2 再編路線網の考え方

(1) 朝夕の路線網（図1参照）

- ・総合病院・高等学校等・山王などの短時間に移動が集中する施設・地区と鉄道駅等結節点を結ぶ路線を幹線路線として位置づけ
- ・居住地（幹線路線によりカバーできない地区）と鉄道駅等結節点を結ぶ路線を支線として設定

(2) 日中の路線網（図2参照）

- ・地域内の短距離移動については「エリア交通」によりカバー
- ・地域間の移動は主に南北・東西方向で運行する路線バス・鉄道への乗り継ぎにより移動

再編路線概要（凡例・番号は別添図面と一致）

凡例	種別	No	病院 通学 通勤	起終点・主な経由地
	幹線	01	○ ○	秋田駅東口 - 秋田大学 - 大学病院
	幹線	02	○ ○	秋田駅東口 - 日赤病院 - イオンモール秋田
	幹線	03	○	羽後牛島駅 - 日赤病院
	幹線	04	○ ○	秋田駅西口 - 中通病院・聖霊高・市立病院・商業高校
	幹線	05	○	山王 - 土崎駅
	幹線	06	○ ○	新屋駅 - 市立病院 - 山王
	幹線	07	○	厚生医療センター - 泉外旭川駅
	幹線	08	○	秋田駅西口 - 聖園短大 - 泉外旭川駅
	幹線	09	○	秋田駅西口 - 新国道 - 土崎駅
	幹線	10	○	秋田駅西口 - 山王 - 大川反車庫
	幹線	11	○	羽後牛島駅 - 山王
	幹線	12	○	秋田温泉 - 秋田駅東口
	幹線	13	○	土崎駅 - 八橋 - 山王
	幹線	14	○	山王 - 児童会館通り - 商業高校
	幹線	15	○	秋田駅西口 - 桜町 - 泉外旭川駅
	幹線	16	○	山王 - 新国道 - 新屋駅
	幹線	17	○	秋田駅西口 - 秋田駅東口
	幹線	18	○ ○	秋田駅西口 - 牛島西四丁目
	支線	101		土崎駅 - 追分 - 市外
	支線	102		秋田駅西口 - 仁別リゾート公園
	支線	103		大学病院 - 岩見三内
	支線	104		大学病院 - 松崎団地
	支線	105		秋田駅東口 - 桜台
	支線	106		秋田駅東口 - 桜ヶ丘
	支線	107		羽後牛島駅 - 御野場団地
	支線	108		泉外旭川駅 - 八橋 - 山王
	支線	109		新屋駅 - 新屋高校
	支線	110		羽後牛島駅 - イオンモール秋田
	支線	111		羽後牛島駅 - 仁井田大野
	支線	112		秋田駅西口 - なんぴあ別館
	支線	113		県立プール - 山王
	支線	114		秋田駅西口 - 中央高校 - 市民生協
	支線	115		秋田駅西口 - 割山町 - 南浜回転地
	支線	116		土崎駅 - 厚生医療センター
	東西	201		大学病院 - 保戸野 - 八橋 - 臨海営業所
	南北	202		羽後牛島駅 - 卸センター - 中通病院 - 秋田駅
	東西	203		新屋駅 - 茨島 - イオンモール秋田

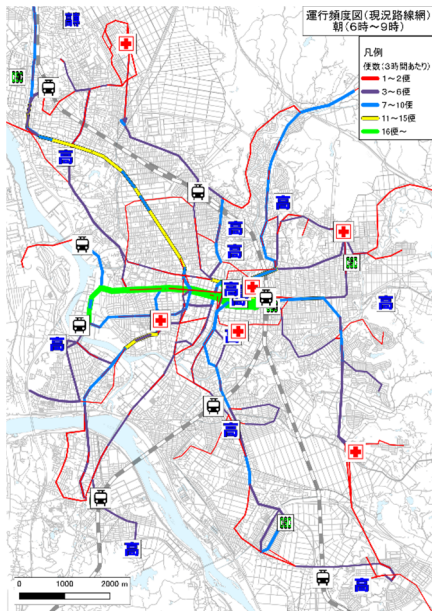
(3) 運行頻度

- ・現況では秋田駅に集中する距離の長い路線網から、乗換えを前提とした短い路線の組合せによる路線網へ再編
- ・運行頻度の地域間バランスに配慮し、短い路線を一定頻度で運行することで、利用しやすく乗り継ぎもしやすい路線網を目指す

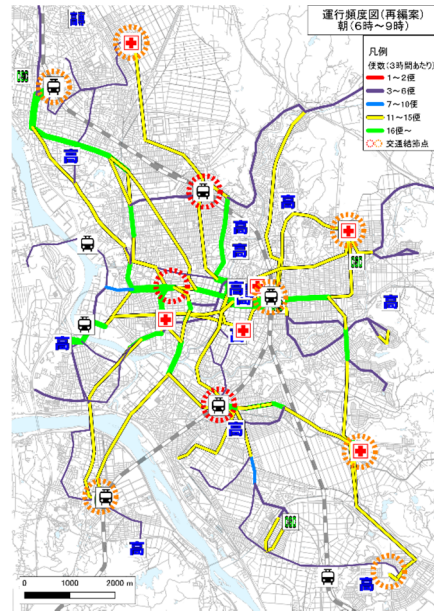
ア 朝夕の時間帯における運行頻度（別添拡大図（図3）参照）

（再編案の幹線については概ね20分間隔での運行を想定）

▼現況路線

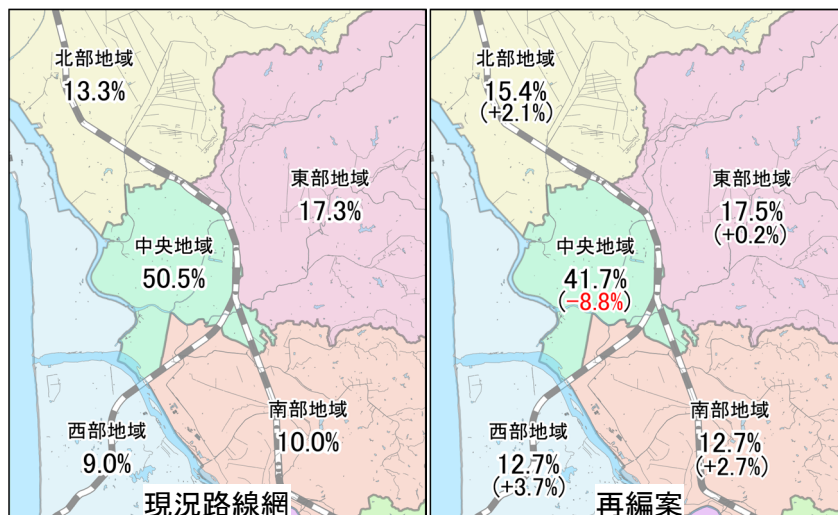


▼再編案



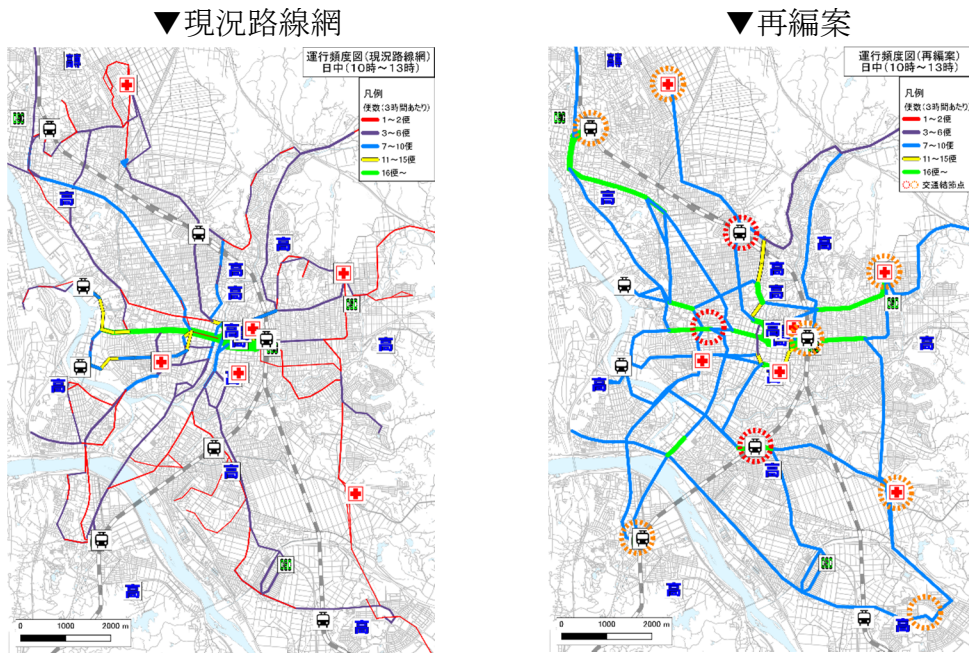
運行便数 (3時間あたり)	延長割合 (現況)	延長割合 (再編)
1便～2便 ■	54.1%	0.0%
3便～6便 ■	29.6%	50.5%
7便～10便 ■	10.9%	0.8%
11便～15便 ■	2.6%	38.8%
16便～ ■	2.8%	9.9%

▼出発地別の運行割合（地域間バランス）



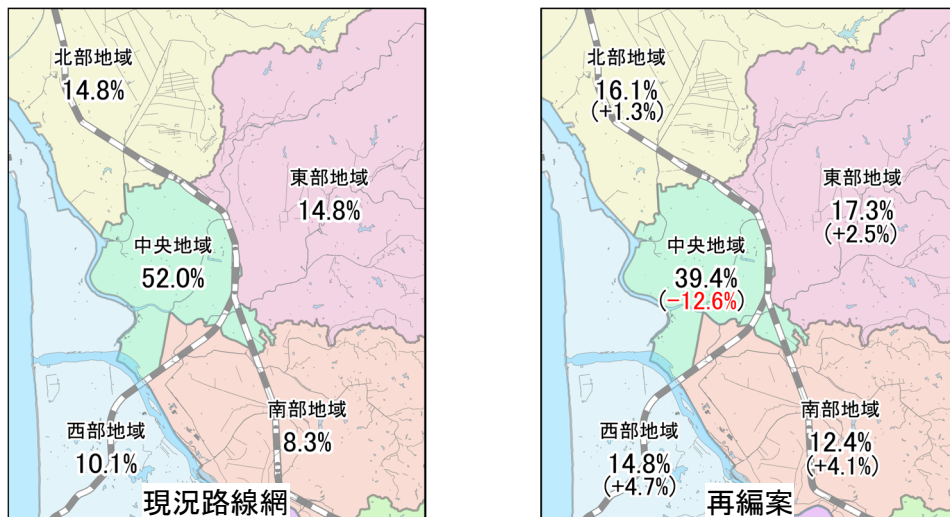
※左図は、各地域で乗車可能な便数の割合を示しているが、複数地域をまたぐ運行の場合はそれぞれカウントしているため、実際の便数割合とは一致しない。
例：御所野→東口の場合、南部・東部で1カウント（東口は東部地域としている）

イ 日中の時間帯における運行頻度（別添拡大図（図4）参照）
（再編案については概ね30分間隔での運行を想定）



運行便数 （日中・3時間あたり）	延長割合 （現況）	延長割合 （再編）
1便～2便 ■	54.3%	0.0%
3便～6便 ■	34.0%	11.2%
7便～10便 ■	7.6%	78.1%
11便～15便 ■	1.8%	1.4%
16便～ ■	2.4%	9.2%

▼出発地別の運行割合（地域間バランス）



※上図は、各地域で乗車可能な便数の割合を示しているが、複数地域をまたぐ運行の場合はそれぞれカウントしているため、実際の便数割合とは一致しない。
例：御所野→東口の場合、南部・東部で1カウント（東口は東部地域としている）

(4) 再編路線案における乗車時間の変化

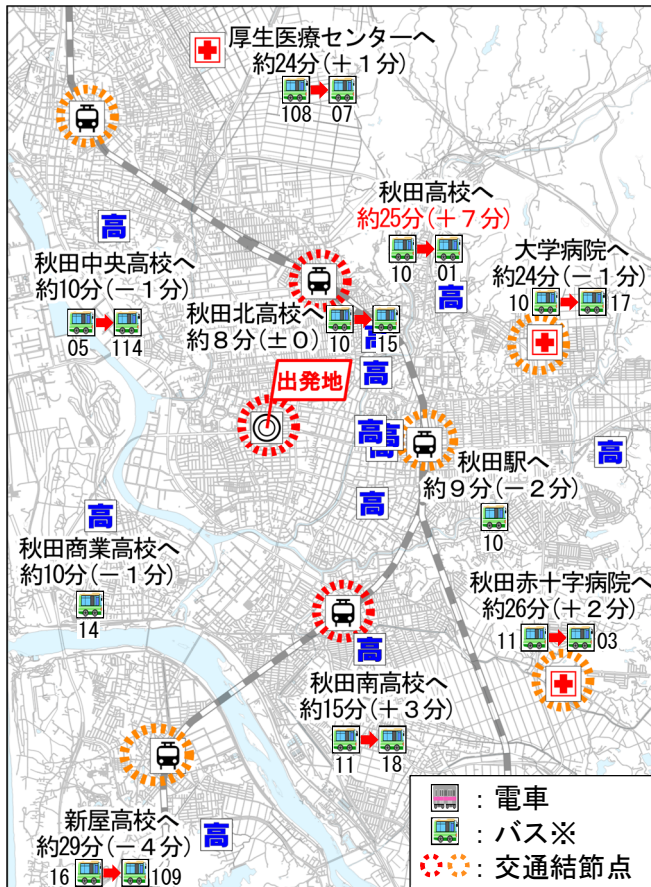
乗換えを前提とした路線網であるため、これまでの直通路線と比べ、バスだけの移動は全体的に乗車時間が増加する見込みである。ただし、鉄道駅へのアクセス向上を図り、鉄道利用を促進することにより、乗車時間が短縮となる区間もある。

ア 再編案における主要地点間の乗車時間

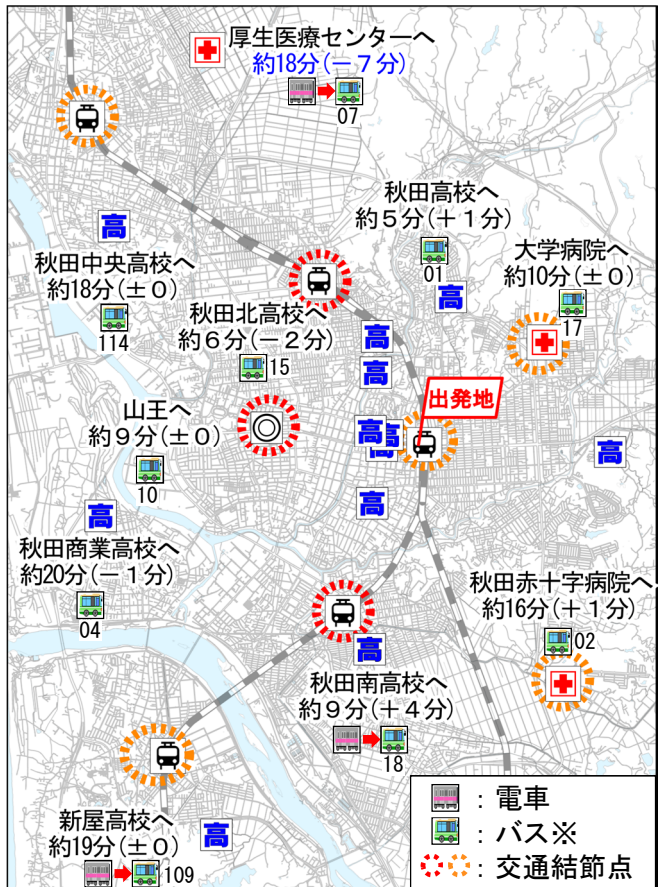
山王（市役所）、秋田駅および各市民サービスセンターから総合病院、高等学校への移動に必要な乗車時間を図示している。

なお、乗車時間の計算については、乗換え時間を一律5分と設定し、運行ダイヤにかかわらず区間ごとの最短乗車時間を機械的に合計している。また、徒歩移動は考慮していない。

▼山王（市役所）から各地へ

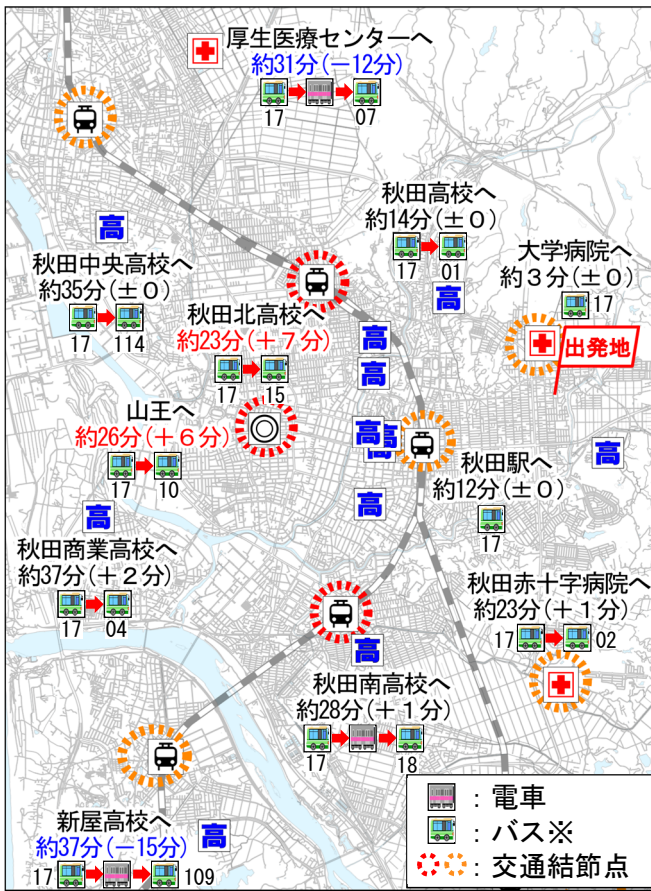


▼秋田駅から各地へ

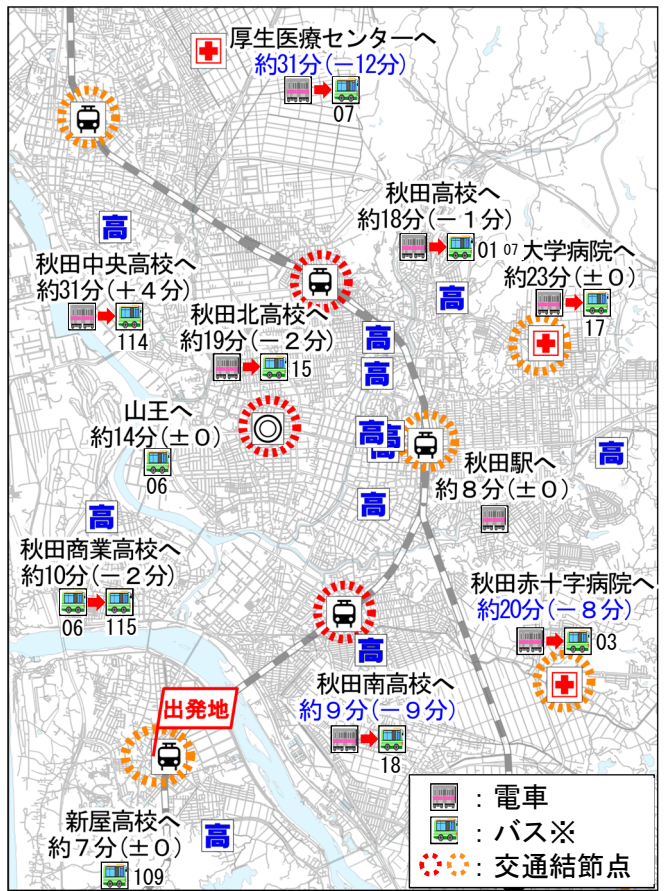


※：バスマークの下または横の数字は、図1の路線番号と対応している（次ページの図も同じ）。

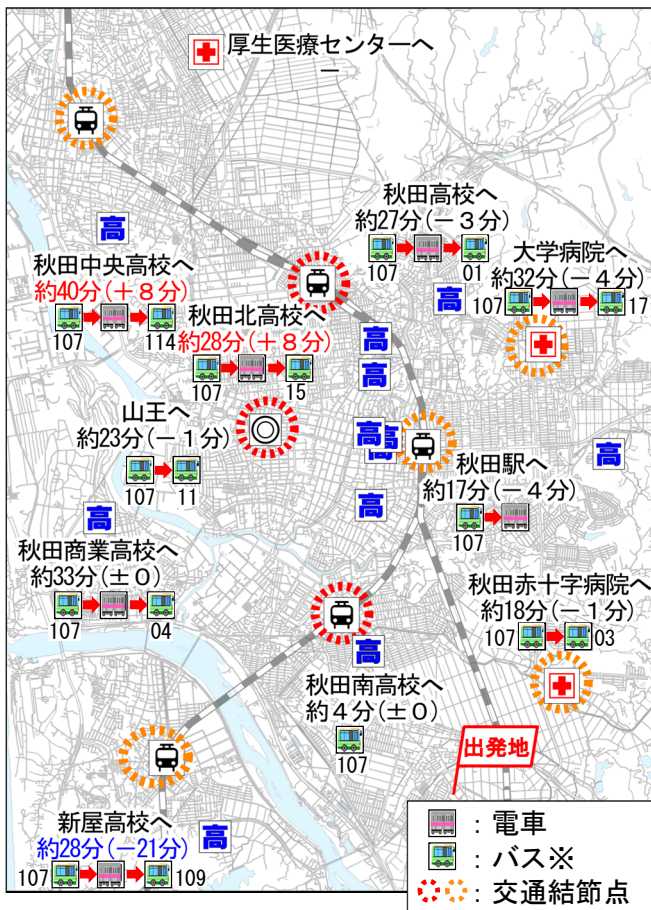
▼東部S Cから各地へ



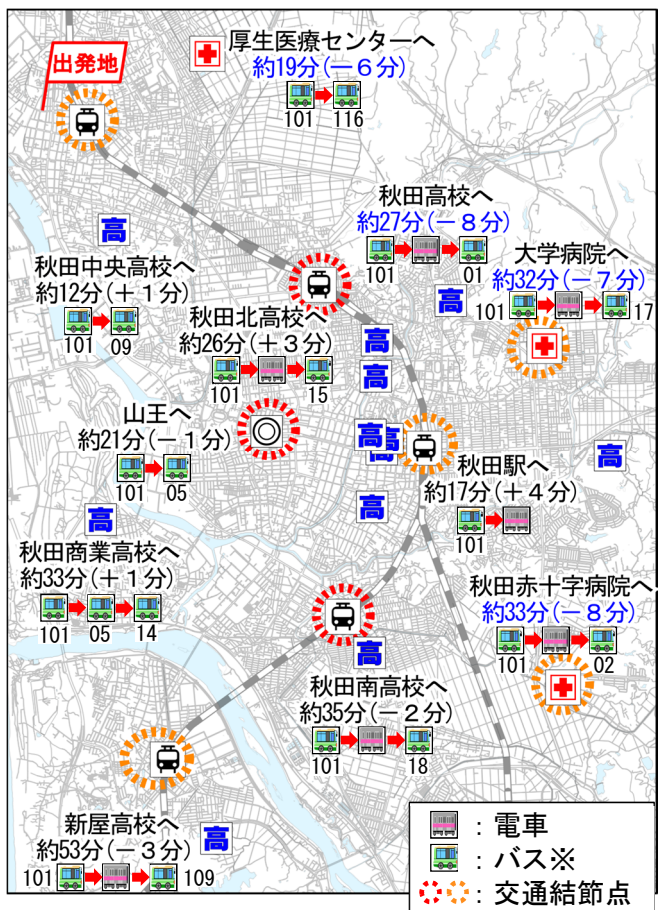
▼西部S Cから各地へ



▼南部S Cから各地へ

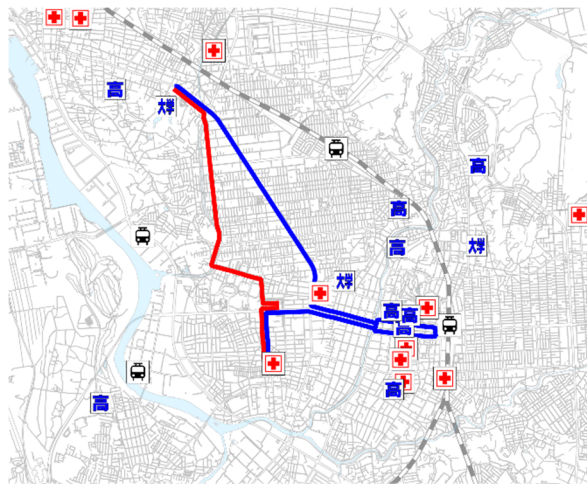


▼北部S Cから各地へ



イ 主要施設へのモデル的な経路（乗換時間は一律5分として計算）

・寺内（新国道沿い）から市立病院へ



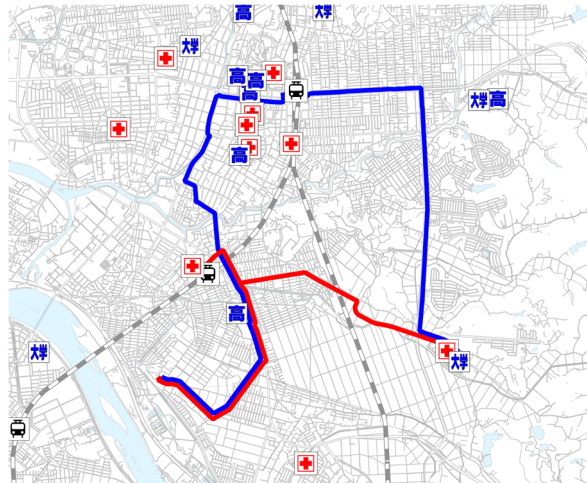
— 現況路線網での一般的経路
 — 再編案でのモデル経路

現況
高野二区
20分
秋田駅西口
乗換え(5分)
秋田駅西口
11分
市立病院前

再編案
高野二区
9分
(八橋経由)
県庁市役所前
乗換え(5分)
県庁市役所前
1分
市立病院西口

所要時間 36分 → 15分 (21分短縮)

・仁井田大野から秋田赤十字病院へ

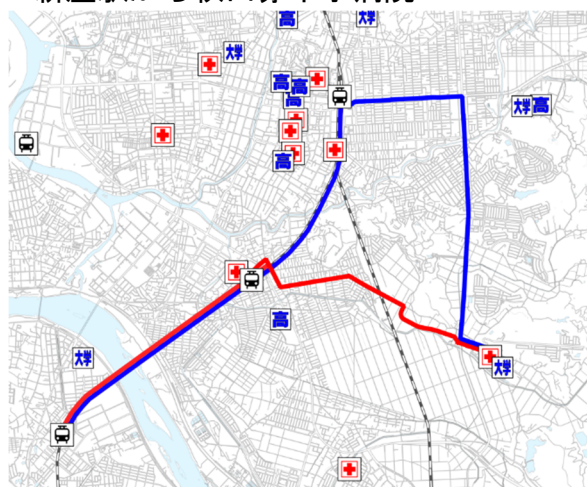


現況
大野四区
25分
秋田駅西口
乗換え(5分)
秋田駅東口
15分
日赤病院前

再編案
大野四区
10分
羽後牛島駅
乗換え(5分)
羽後牛島駅
11分
日赤病院前

所要時間 45分 → 26分 (19分短縮)

・新屋駅から秋田赤十字病院へ



現況
新屋駅
9分
秋田駅
乗換え(5分)
秋田駅東口
15分
日赤病院前

再編案
新屋駅
3分
羽後牛島駅
乗換え(5分)
羽後牛島駅
11分
日赤病院前

所要時間 29分 → 19分 (10分短縮)

3 再編路線網への移行について

路線バスについては、バス事業者が国の認可を受けて運行するものであるため、今後、バス事業者における詳細な検討を経たうえで、現地調査や試験走行等を行い、認可取得に向けた手続きに進んでいくことを想定している。

また、具体的な路線の移行に際しては、市民生活への影響を考慮し、日中における路線網から段階的に進めて行く必要があると考えている。

なお、新規経路で運行する路線については、アンケート調査などを通じて利用者等市民意見を聴取しながら、事前周知に係る取組の実施を検討する。

想定される運行開始までの流れ（路線新設の場合）

- ・バス事業者内部での検討
- ・現地調査（バス車両走行の可否、回転地・待機場の検討、試験走行）
- ・停留所設置可否の協議（周辺居住者への聞き取り等）
- ・運行ダイヤの作成
- ・各種データの作成（運賃（定期券）データ、案内放送、I Cカード関連）
- ・関係機関手続き（認可、道路占用、道路使用等）
- ・一定の周知期間後、運行開始

4 「（仮称）持続可能な公共交通サービス実現に向けた連携協定」の締結について

本市における持続可能な公共交通サービスの実現に向けては、路線バスを担う秋田中央交通（株）と緊密な連携関係のもとで取組を進めていく必要があることから、バス路線の設定や運行形態、運賃制度や担い手確保など、相互に連携し取り組んでいく事項を定めるとともに、継続的な協議を通して厳しい状況下にあっても安定した運行を確保していく体制を構築するため、協定を締結したいと考えている。

(1) 主な連携事項

- ・再編路線網への移行に向けた取組（試験運行等を含む）
- ・I Cカードを活用したバス運賃制度の検討
- ・バス利用環境の改善（情報提供、乗換えポイント等の環境整備）
- ・運転士不足対策の取組
- ・安定的な運行に必要な支援の整備（補助対象路線の定義、補助要件の見直し等）
- ・バスの利用促進に関する取組

(2) 連携協議

- ・上記の連携事項等を協議するため、定期的（年2回程度）に連携会議を開催
- ・特定の課題等を個別に検討するため、連携会議に作業部会を設置

(3) 協定締結時期

令和6年4月中に締結予定

5 今後の予定

- 令和6年4月 連携協定締結
- 令和6年度 具体的な運行経路・ダイヤ作成に向けた調整・協議
支援のあり方検討（新たな支援制度の構築）
- 7年度 実証運行の実施、許認可等手続き開始
- 8年度 段階的に再編路線での営業運行開始

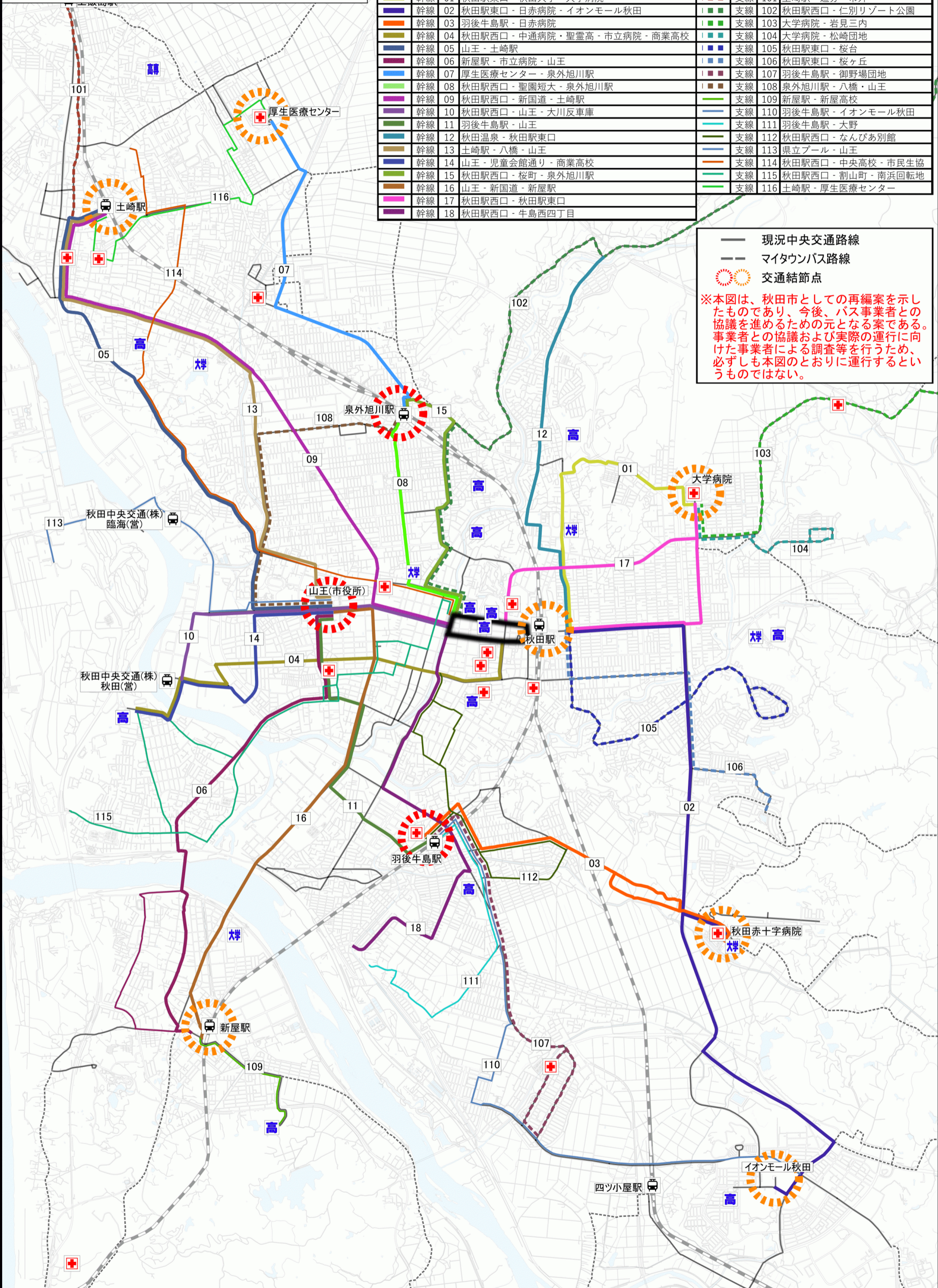
本市が目指す公共交通利用環境（第3次秋田市公共交通政策ビジョンより）



朝夕における再編路線網（案）

図 1

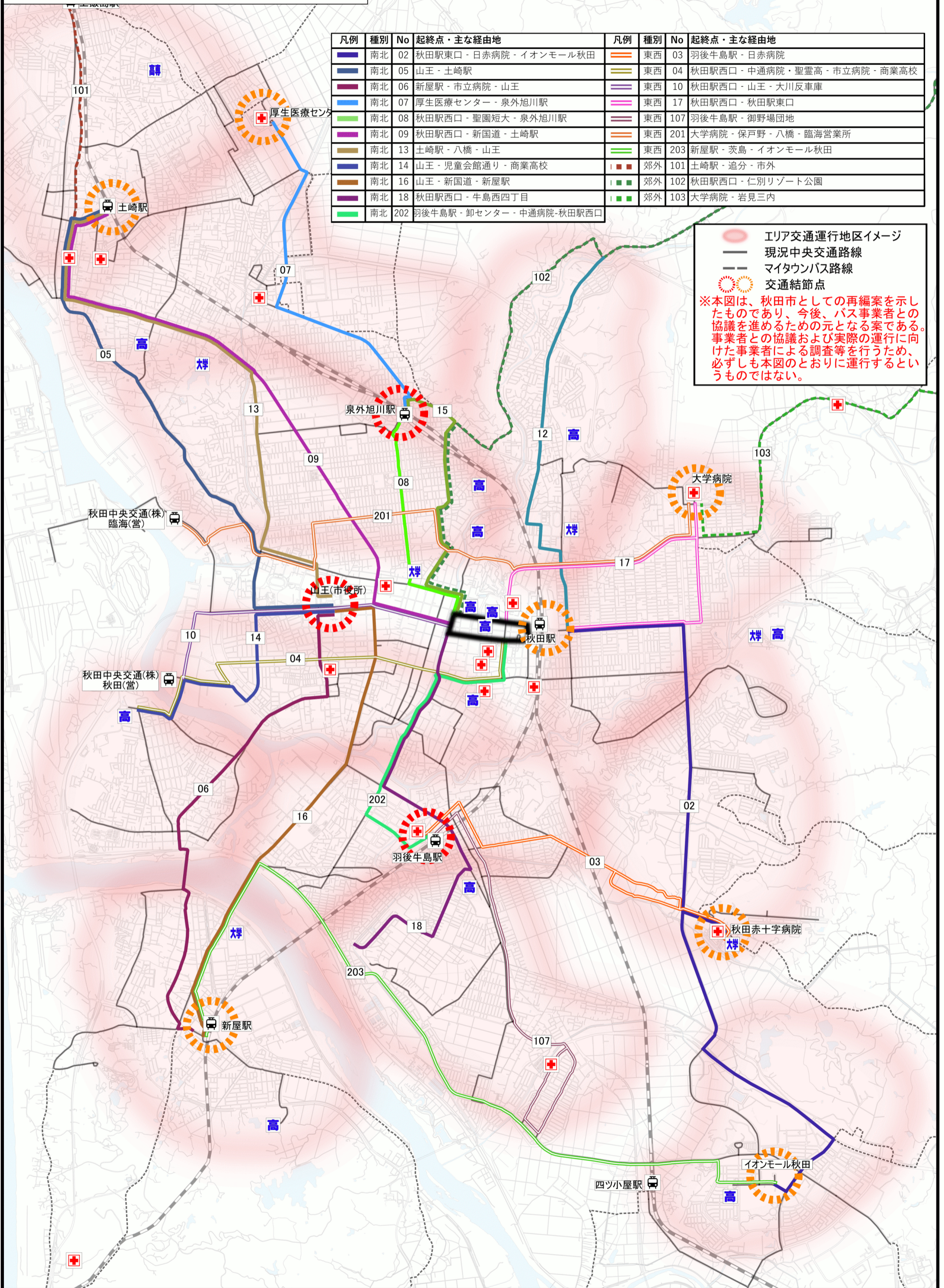
凡例	種別	No	起終点・主な経由地	凡例	種別	No	起終点・主な経由地
■	幹線	01	秋田駅東口 - 秋田大学 - 大学病院	■	支線	101	土崎駅 - 追分 - 市外
■	幹線	02	秋田駅東口 - 日赤病院 - イオンモール秋田	■	支線	102	秋田駅西口 - 仁別リゾート公園
■	幹線	03	羽後牛島駅 - 日赤病院	■	支線	103	大学病院 - 岩見三内
■	幹線	04	秋田駅西口 - 中通病院 - 聖霊高 - 市立病院 - 商業高校	■	支線	104	大学病院 - 松崎団地
■	幹線	05	山王 - 土崎駅	■	支線	105	秋田駅東口 - 桜台
■	幹線	06	新屋駅 - 市立病院 - 山王	■	支線	106	秋田駅東口 - 桜ヶ丘
■	幹線	07	厚生医療センター - 泉外旭川駅	■	支線	107	羽後牛島駅 - 御野場団地
■	幹線	08	秋田駅西口 - 聖園短大 - 泉外旭川駅	■	支線	108	泉外旭川駅 - 八橋 - 山王
■	幹線	09	秋田駅西口 - 新国道 - 土崎駅	■	支線	109	新屋駅 - 新屋高校
■	幹線	10	秋田駅西口 - 山王 - 大川反車庫	■	支線	110	羽後牛島駅 - イオンモール秋田
■	幹線	11	羽後牛島駅 - 山王	■	支線	111	羽後牛島駅 - 大野
■	幹線	12	秋田温泉 - 秋田駅東口	■	支線	112	秋田駅西口 - なんびあ別館
■	幹線	13	土崎駅 - 八橋 - 山王	■	支線	113	県立プール - 山王
■	幹線	14	山王 - 児童会館通り - 商業高校	■	支線	114	秋田駅西口 - 中央高校 - 市民生協
■	幹線	15	秋田駅西口 - 桜町 - 泉外旭川駅	■	支線	115	秋田駅西口 - 割山町 - 南浜回転地
■	幹線	16	山王 - 新国道 - 新屋駅	■	支線	116	土崎駅 - 厚生医療センター
■	幹線	17	秋田駅西口 - 秋田駅東口				
■	幹線	18	秋田駅西口 - 牛島西四丁目				



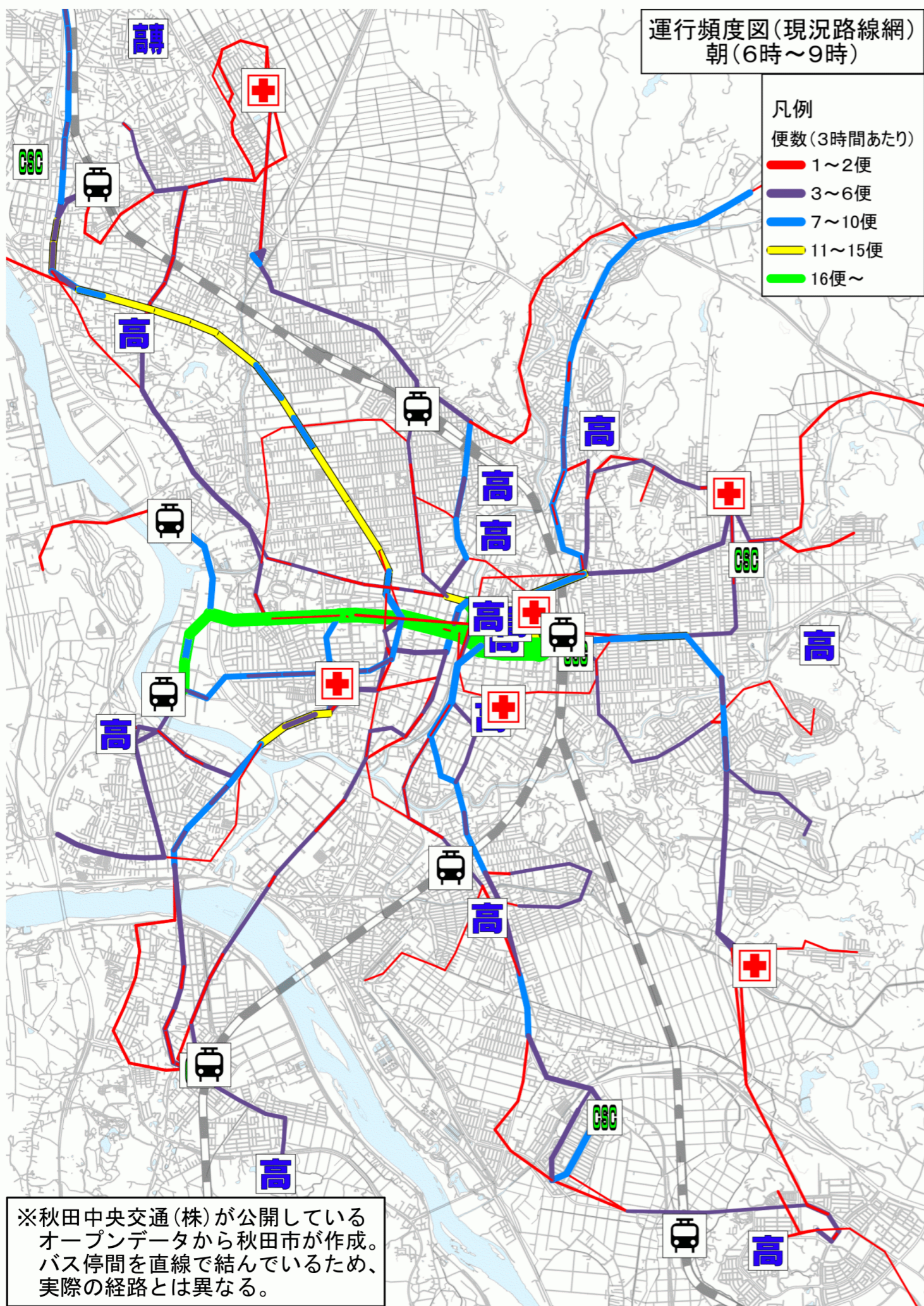
— 現況中央交通路線
 - - - マイタウンバス路線
 ● 交通結節点
 ※本図は、秋田市としての再編案を示したものであり、今後、バス事業者との協議を進めるための元となる案である。事業者との協議および実際の運行に向けた事業者による調査等を行うため、必ずしも本図のとおりには運行するというものではない。

日中における再編路線網（案）

図2



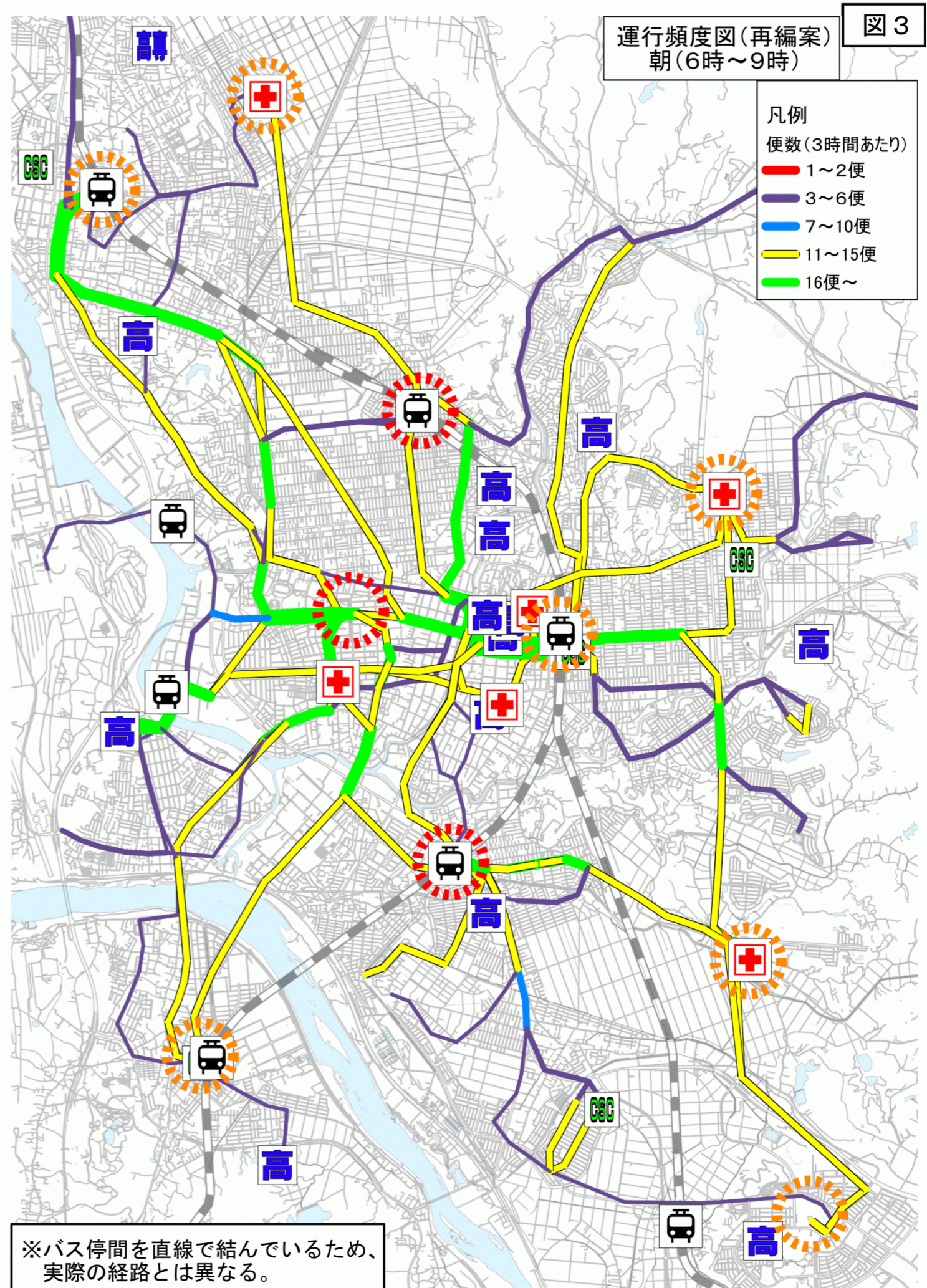
運行頻度図(現況路線網)
朝(6時~9時)



※秋田中央交通(株)が公開しているオープンデータから秋田市が作成。バス停間を直線で結んでいるため、実際の経路とは異なる。

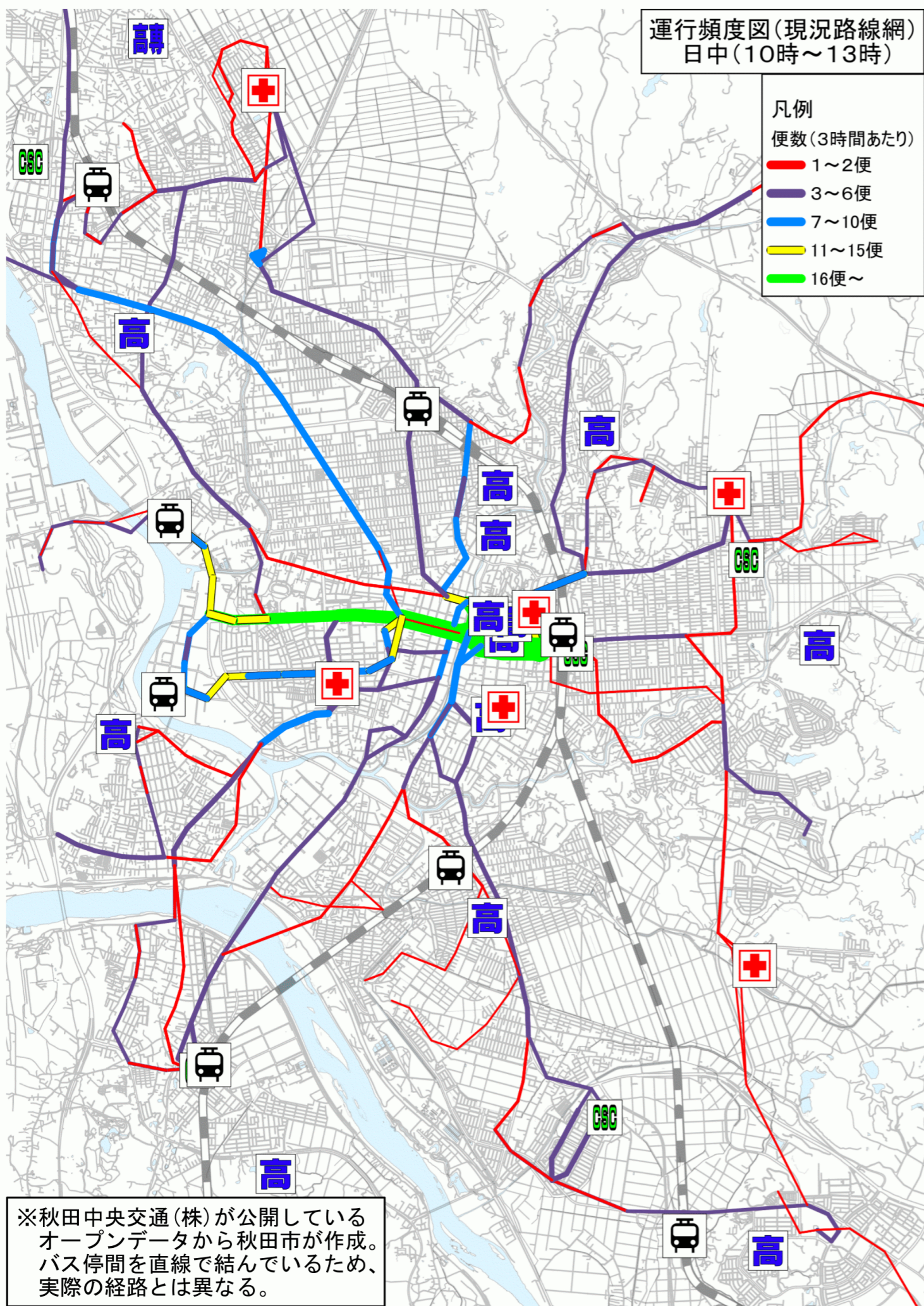
図3

運行頻度図(再編案)
朝(6時~9時)



※バス停間を直線で結んでいるため、実際の経路とは異なる。

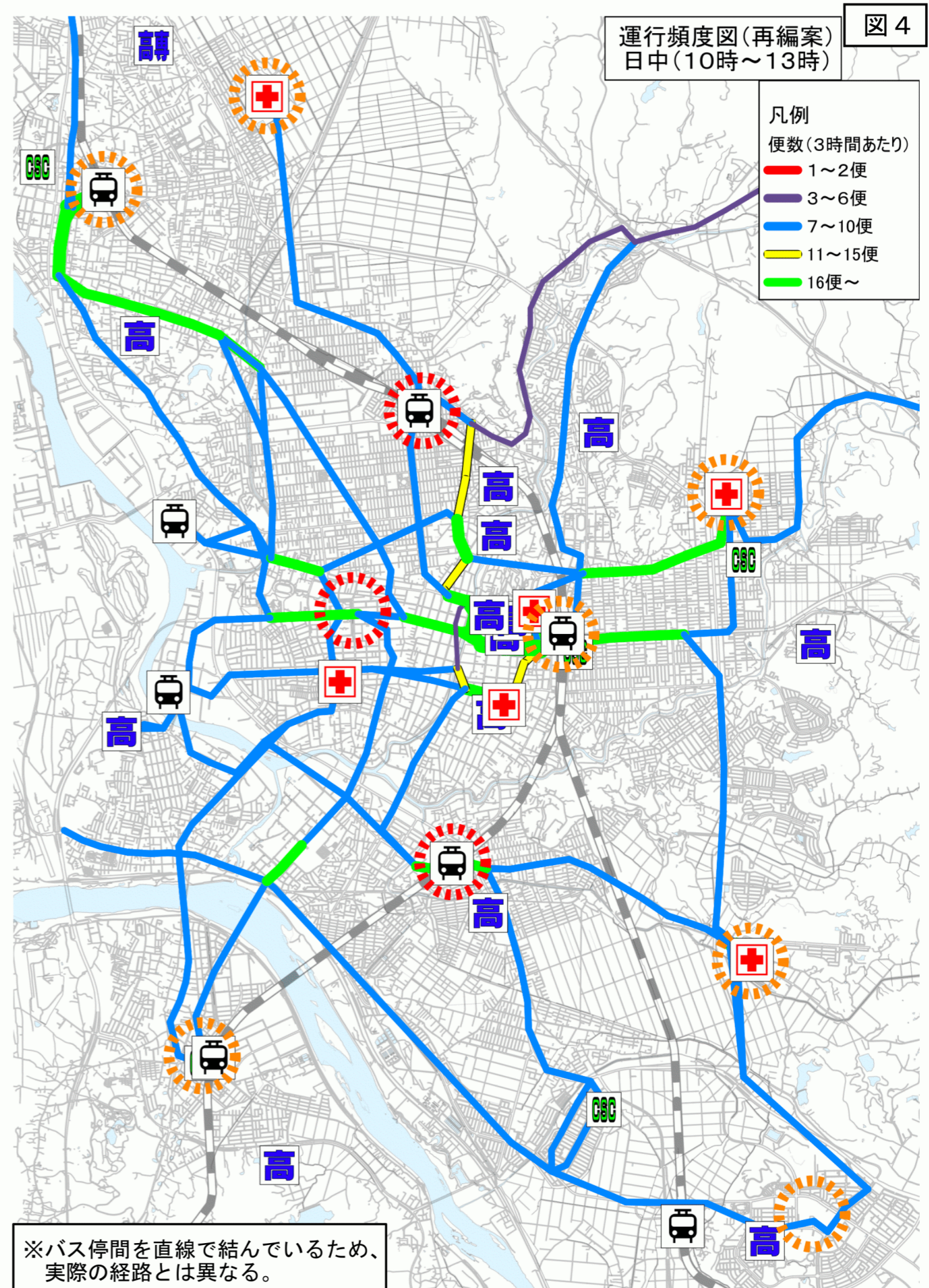
運行頻度図(現況路線網)
日中(10時~13時)



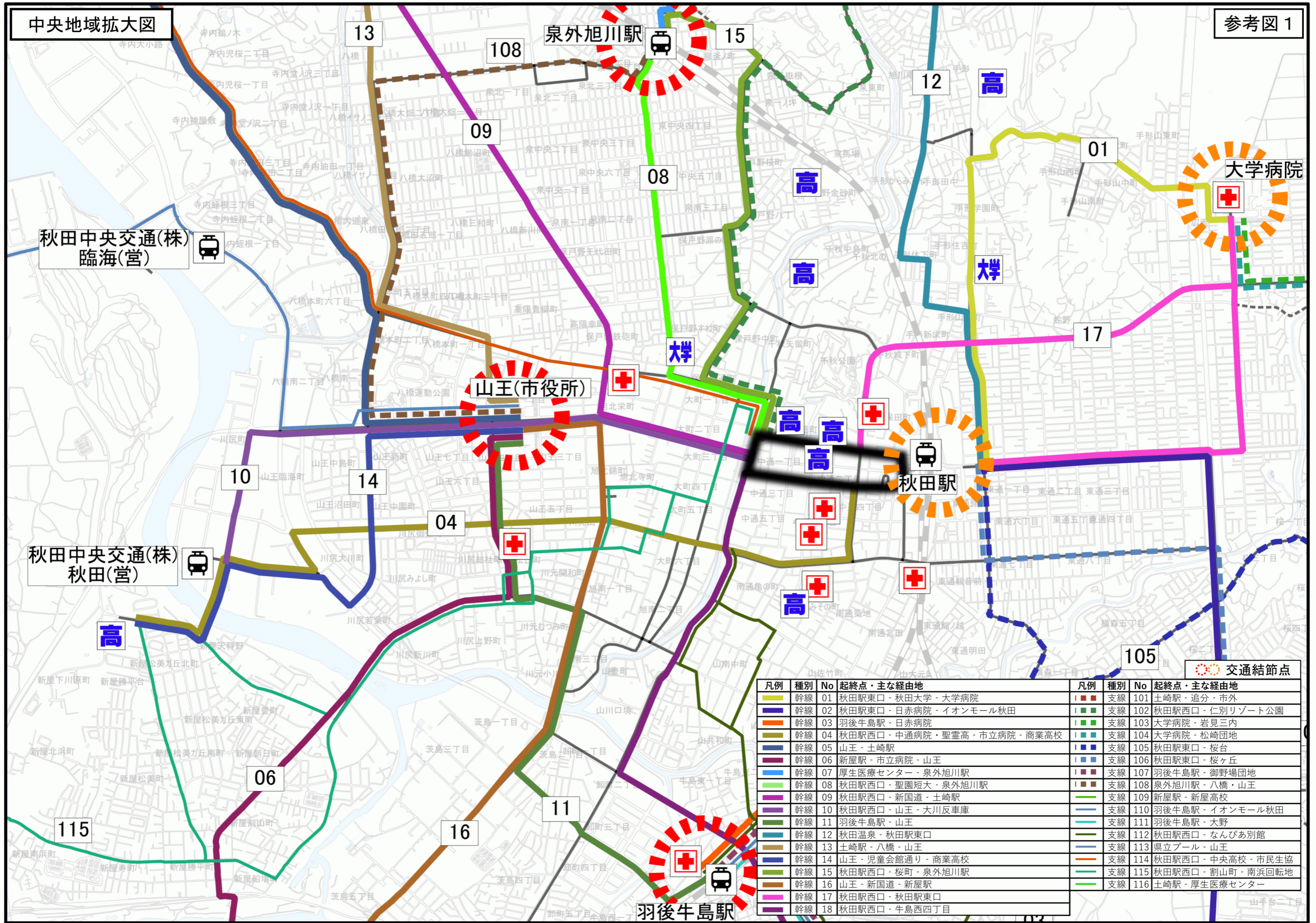
※秋田中央交通(株)が公開しているオープンデータから秋田市が作成。バス停間を直線で結んでいるため、実際の経路とは異なる。

運行頻度図(再編案)
日中(10時~13時)

図4



※バス停間を直線で結んでいるため、実際の経路とは異なる。



秋田中央交通(株)
臨海(営)

秋田中央交通(株)
秋田(営)

山王(市役所)

秋田駅

羽後牛島駅

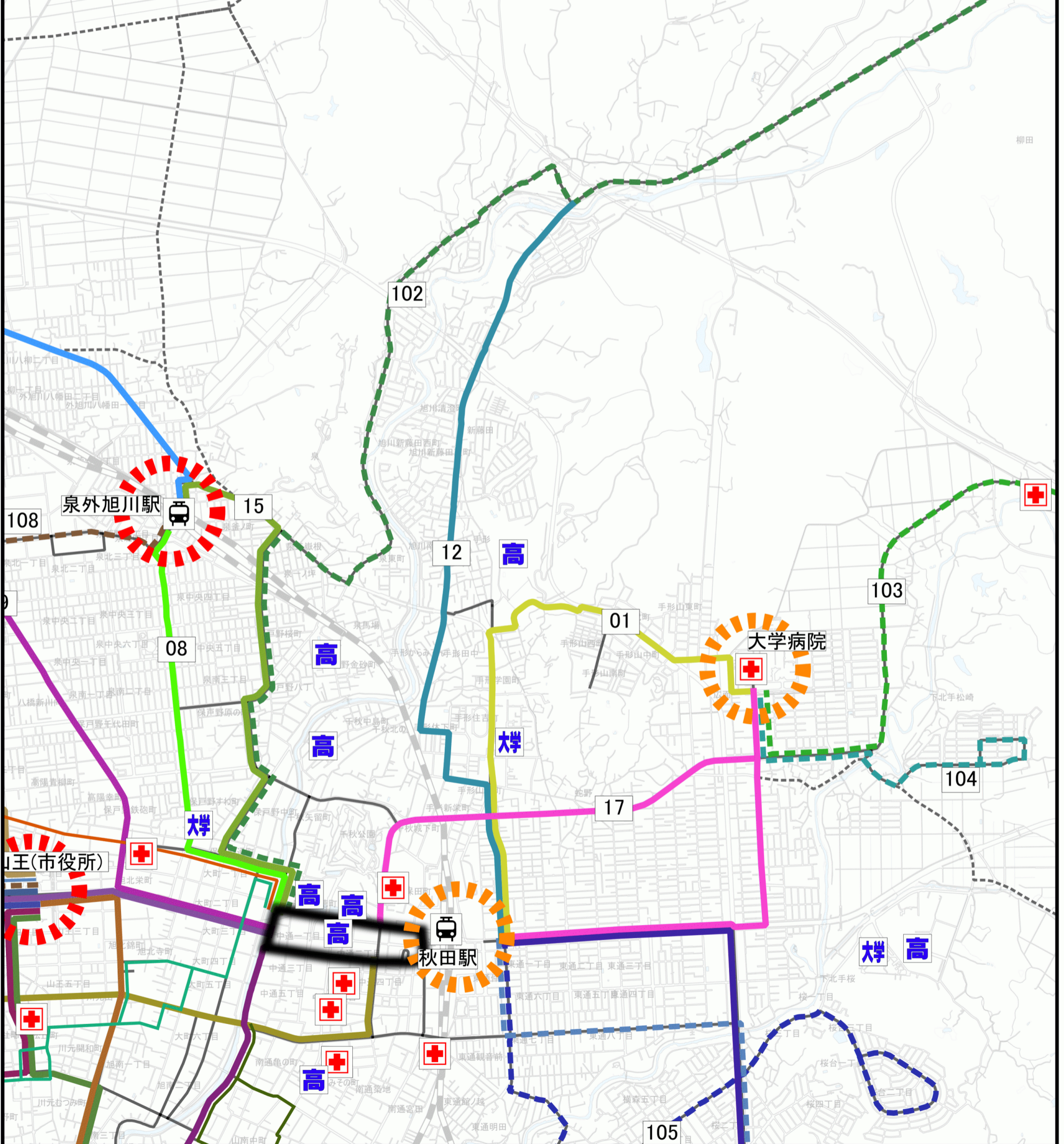
交通結節点

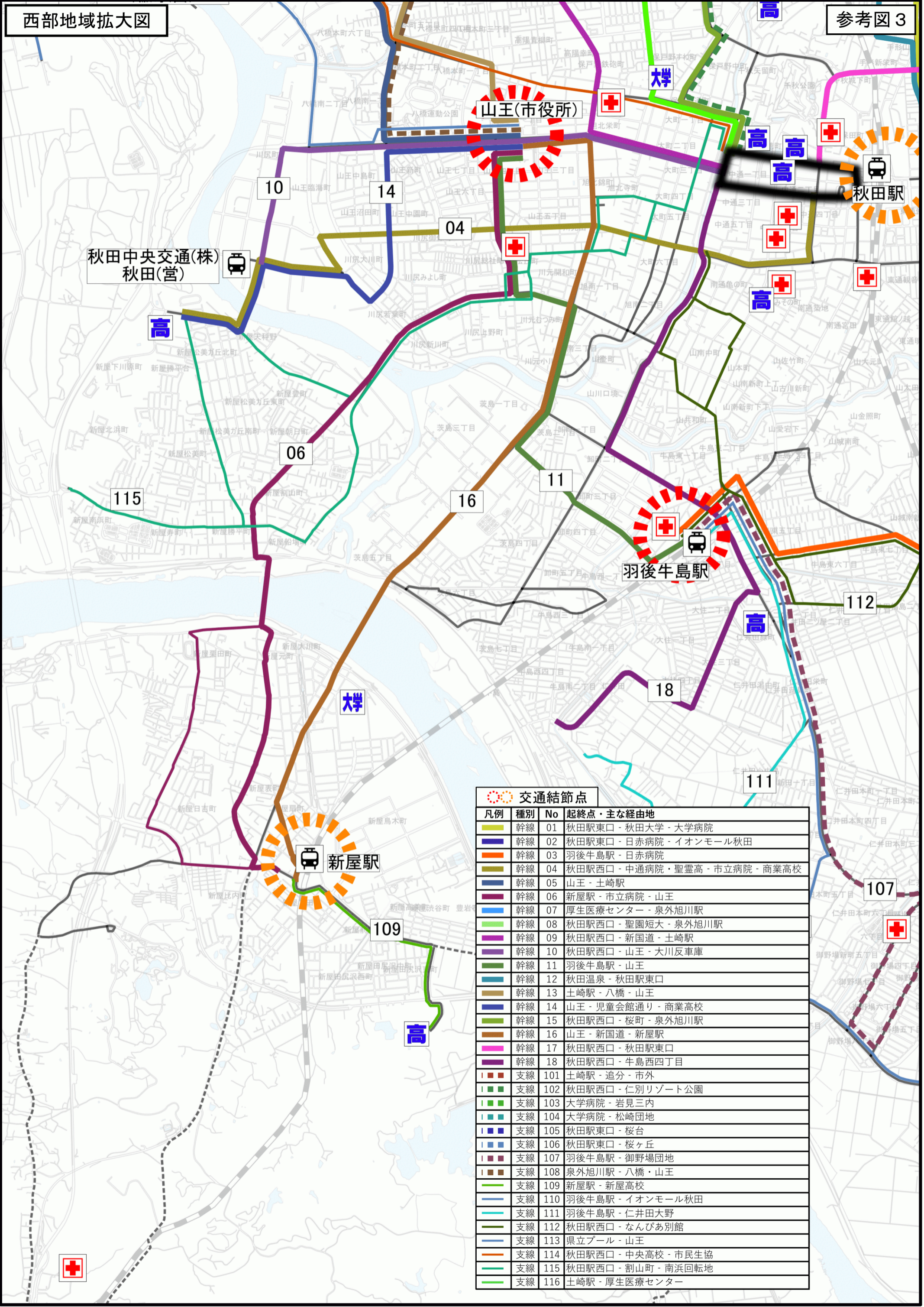
凡例	種別	No	起終点・主な経由地	凡例	種別	No	起終点・主な経由地
	幹線	01	秋田駅東口 - 秋田大学 - 大学病院		支線	101	土崎駅 - 追分 - 市外
	幹線	02	秋田駅東口 - 日赤病院 - イオンモール秋田		支線	102	秋田駅西口 - 仁別リゾート公園
	幹線	03	羽後牛島駅 - 日赤病院		支線	103	大学病院 - 岩見三内
	幹線	04	秋田駅西口 - 中通病院・聖霊高 - 市立病院 - 商業高校		支線	104	大学病院 - 松崎団地
	幹線	05	山王 - 土崎駅		支線	105	秋田駅東口 - 桜台
	幹線	06	新屋駅 - 市立病院 - 山王		支線	106	秋田駅東口 - 桜ヶ丘
	幹線	07	厚生医療センター - 泉外旭川駅		支線	107	羽後牛島駅 - 御野場団地
	幹線	08	秋田駅西口 - 聖園短大 - 泉外旭川駅		支線	108	泉外旭川駅 - 八橋 - 山王
	幹線	09	秋田駅西口 - 新国道 - 土崎駅		支線	109	新屋駅 - 新屋高校
	幹線	10	秋田駅西口 - 山王 - 大川反車庫		支線	110	羽後牛島駅 - イオンモール秋田
	幹線	11	羽後牛島駅 - 山王		支線	111	羽後牛島駅 - 大野
	幹線	12	秋田温泉 - 秋田駅東口		支線	112	秋田駅西口 - なんびあ別館
	幹線	13	土崎駅 - 八橋 - 山王		支線	113	県立プール - 山王
	幹線	14	山王 - 児童会館通り - 商業高校		支線	114	秋田駅西口 - 中央高校 - 市民生協
	幹線	15	秋田駅西口 - 桜町 - 泉外旭川駅		支線	115	秋田駅西口 - 割山町 - 南浜回転地
	幹線	16	山王 - 新国道 - 新屋駅		支線	116	土崎駅 - 厚生医療センター
	幹線	17	秋田駅西口 - 秋田駅東口				
	幹線	18	秋田駅西口 - 牛島西四丁目				

東部地域拡大図

参考図 2

凡例	種別	No	起終点・主な経由地	凡例	種別	No	起終点・主な経由地
	幹線	01	秋田駅東口 - 秋田大学 - 大学病院		支線	101	土崎駅 - 追分 - 市外
	幹線	02	秋田駅東口 - 日赤病院 - イオンモール秋田		支線	102	秋田駅西口 - 仁別リゾート公園
	幹線	03	羽後牛島駅 - 日赤病院		支線	103	大学病院 - 岩見三内
	幹線	04	秋田駅西口 - 中通病院・聖霊高 - 市立病院 - 商業高校		支線	104	大学病院 - 松崎団地
	幹線	05	山王 - 土崎駅		支線	105	秋田駅東口 - 桜ヶ丘
	幹線	06	新屋駅 - 市立病院 - 山王		支線	106	秋田駅東口 - 桜ヶ丘
	幹線	07	厚生医療センター - 泉外旭川駅		支線	107	羽後牛島駅 - 御野場団地
	幹線	08	秋田駅西口 - 聖園短大 - 泉外旭川駅		支線	108	泉外旭川駅 - 八橋 - 山王
	幹線	09	秋田駅西口 - 新国道 - 土崎駅		支線	109	新屋駅 - 新屋高校
	幹線	10	秋田駅西口 - 山王 - 大川反車庫		支線	110	羽後牛島駅 - イオンモール秋田
	幹線	11	羽後牛島駅 - 山王		支線	111	羽後牛島駅 - 大野
	幹線	12	秋田温泉 - 秋田駅東口		支線	112	秋田駅西口 - なんびあ別館
	幹線	13	土崎駅 - 八橋 - 山王		支線	113	県立プール - 山王
	幹線	14	山王 - 児童会館通り - 商業高校		支線	114	秋田駅西口 - 中央高校 - 市民生協
	幹線	15	秋田駅西口 - 桜町 - 泉外旭川駅		支線	115	秋田駅西口 - 割山町 - 南浜回転地
	幹線	16	山王 - 新国道 - 新屋駅		支線	116	土崎駅 - 厚生医療センター
	幹線	17	秋田駅西口 - 秋田駅東口		交通結節点		
	幹線	18	秋田駅西口 - 牛島西四丁目				

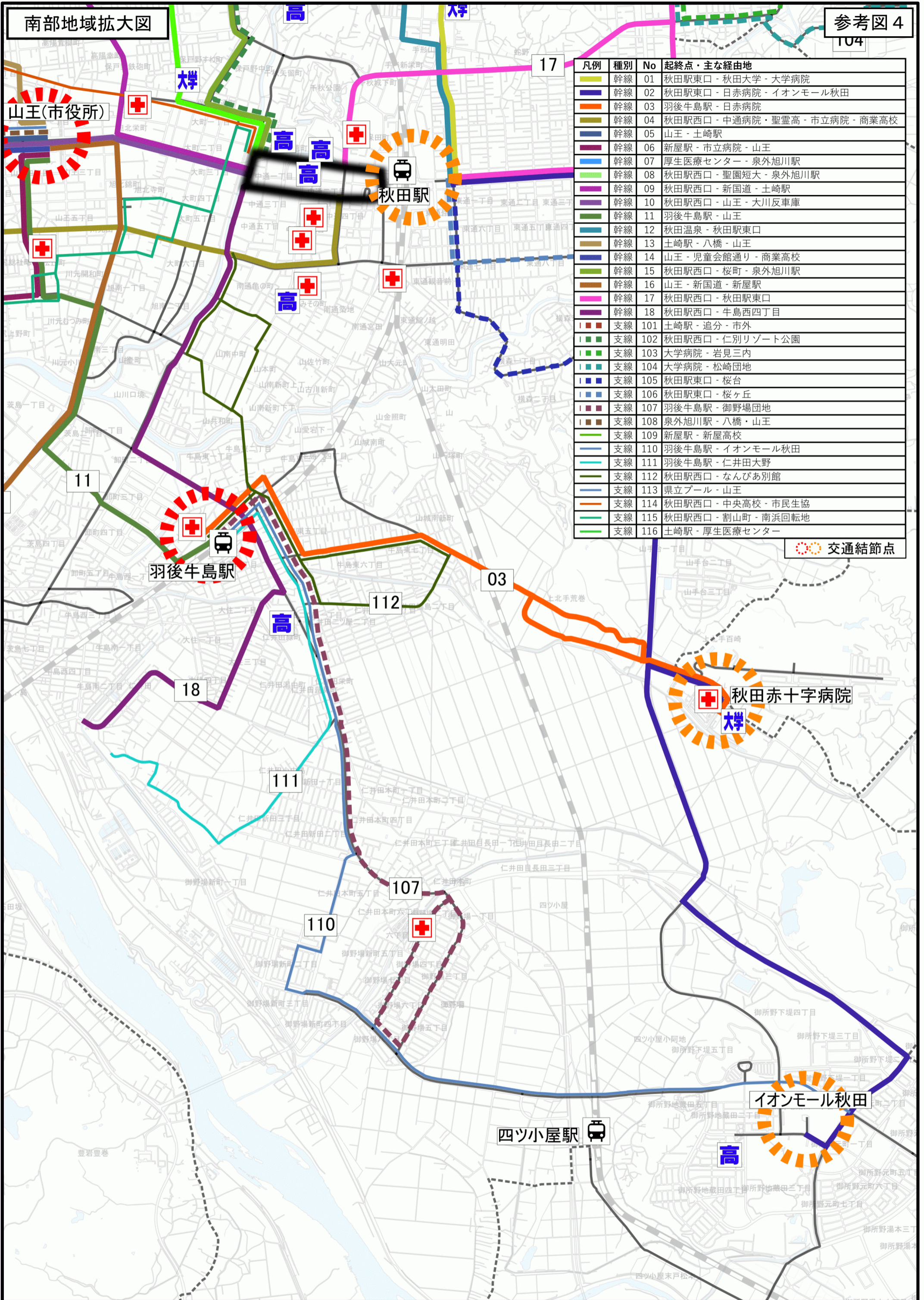




交通結節点			
凡例	種別	No	起終点・主な経由地
—	幹線	01	秋田駅東口 - 秋田大学 - 大学病院
—	幹線	02	秋田駅東口 - 日赤病院 - イオンモール秋田
—	幹線	03	羽後牛島駅 - 日赤病院
—	幹線	04	秋田駅西口 - 中通病院 - 聖霊高 - 市立病院 - 商業高校
—	幹線	05	山王 - 土崎駅
—	幹線	06	新屋駅 - 市立病院 - 山王
—	幹線	07	厚生医療センター - 泉外旭川駅
—	幹線	08	秋田駅西口 - 聖園短大 - 泉外旭川駅
—	幹線	09	秋田駅西口 - 新国道 - 土崎駅
—	幹線	10	秋田駅西口 - 山王 - 大川反車庫
—	幹線	11	羽後牛島駅 - 山王
—	幹線	12	秋田温泉 - 秋田駅東口
—	幹線	13	土崎駅 - 八橋 - 山王
—	幹線	14	山王 - 児童会館通り - 商業高校
—	幹線	15	秋田駅西口 - 桜町 - 泉外旭川駅
—	幹線	16	山王 - 新国道 - 新屋駅
—	幹線	17	秋田駅西口 - 秋田駅東口
—	幹線	18	秋田駅西口 - 牛島西四丁目
—	支線	101	土崎駅 - 追分 - 市外
—	支線	102	秋田駅西口 - 仁別リゾート公園
—	支線	103	大学病院 - 岩見三内
—	支線	104	大学病院 - 松崎団地
—	支線	105	秋田駅東口 - 桜台
—	支線	106	秋田駅東口 - 桜ヶ丘
—	支線	107	羽後牛島駅 - 御野場団地
—	支線	108	泉外旭川駅 - 八橋 - 山王
—	支線	109	新屋駅 - 新屋高校
—	支線	110	羽後牛島駅 - イオンモール秋田
—	支線	111	羽後牛島駅 - 仁井田大野
—	支線	112	秋田駅西口 - なんびあ別館
—	支線	113	県立プール - 山王
—	支線	114	秋田駅西口 - 中央高校 - 市民生協
—	支線	115	秋田駅西口 - 割山町 - 南浜回転地
—	支線	116	土崎駅 - 厚生医療センター

南部地域拡大図

参考図 4
T04

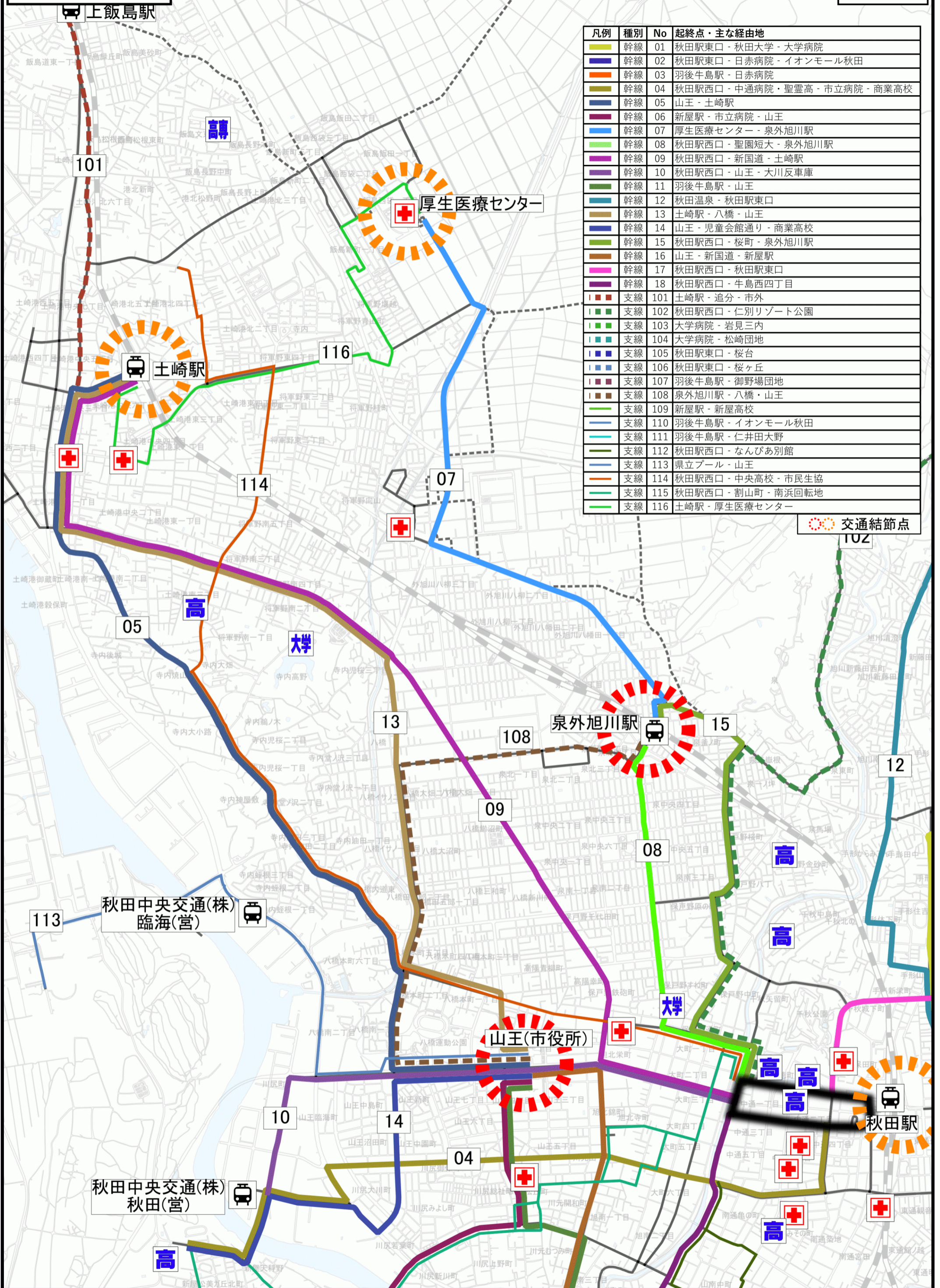


凡例	種別	No	起終点・主な経由地
	幹線	01	秋田駅東口 - 秋田大学 - 大学病院
	幹線	02	秋田駅東口 - 日赤病院 - イオンモール秋田
	幹線	03	羽後牛島駅 - 日赤病院
	幹線	04	秋田駅西口 - 中通病院・聖霊高 - 市立病院 - 商業高校
	幹線	05	山王 - 土崎駅
	幹線	06	新屋駅 - 市立病院 - 山王
	幹線	07	厚生医療センター - 泉外旭川駅
	幹線	08	秋田駅西口 - 聖園短大 - 泉外旭川駅
	幹線	09	秋田駅西口 - 新国道 - 土崎駅
	幹線	10	秋田駅西口 - 山王 - 大川反車庫
	幹線	11	羽後牛島駅 - 山王
	幹線	12	秋田温泉 - 秋田駅東口
	幹線	13	土崎駅 - 八橋 - 山王
	幹線	14	山王 - 児童会館通り - 商業高校
	幹線	15	秋田駅西口 - 桜町 - 泉外旭川駅
	幹線	16	山王 - 新国道 - 新屋駅
	幹線	17	秋田駅西口 - 秋田駅東口
	幹線	18	秋田駅西口 - 牛島西四丁目
	支線	101	土崎駅 - 追分 - 市外
	支線	102	秋田駅西口 - 仁別リゾート公園
	支線	103	大学病院 - 岩見三内
	支線	104	大学病院 - 松崎団地
	支線	105	秋田駅東口 - 桜台
	支線	106	秋田駅東口 - 桜ヶ丘
	支線	107	羽後牛島駅 - 御野場団地
	支線	108	泉外旭川駅 - 八橋 - 山王
	支線	109	新屋駅 - 新屋高校
	支線	110	羽後牛島駅 - イオンモール秋田
	支線	111	羽後牛島駅 - 仁井田大野
	支線	112	秋田駅西口 - なんびあ別館
	支線	113	県立プール - 山王
	支線	114	秋田駅西口 - 中央高校 - 市民生協
	支線	115	秋田駅西口 - 割山町 - 南浜回転地
	支線	116	土崎駅 - 厚生医療センター

交通結節点

北部地域拡大図

参考図5



秋田市空家等対策計画（案）について

令和5年12月に策定した計画（素案）に対する意見公募（パブリックコメント等）を実施し、提出された意見等を反映した計画（案）を策定したものである。

- 1 計画策定の趣旨および背景
空家等対策計画は、改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第7条に規定する市町村が空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するために定めることができる計画である。
この計画の策定は任意ではあるが、本市の空き家等対策の基本的な方針を示すとともに、改正空家法への対応や国の交付金等を活用した事業の展開等を図り、空き家等対策を強化するため、本計画を策定するものである。
- 2 意見公募の実施内容
 - (1) 意見募集期間
令和5年12月26日（火）から令和6年1月26日（金）まで
 - (2) 募集方法
 - ア パブリックコメント
市ホームページへの掲載、各市民サービスセンター、防災安全対策課および住宅整備課への意見箱設置
 - イ 市民100人会への依頼
対象者への郵送
 - ウ 関係団体への依頼
法務、不動産、建築、環境、福祉、解体業およびNPO法人等の関係団体への郵送
 - (3) 意見の提出
 - ア 提出者 15名（うちア2名、イ13名）、5団体（ウ）
 - イ 意見数 45件
 - (4) 主な意見内容
 - ア 空き家所有者等への啓発、情報提供および相談体制に関すること
 - イ 関係団体および市内の連携体制に関すること
 - ウ 空き家等の調査やデータベースに関すること
 - エ 管理不全な空き家等の対応に関すること
 - オ 利活用や流通促進に関すること
 - カ 見守り代行サービスなどの管理に関すること 等
- 3 計画（案）について
別紙「秋田市空家等対策計画（案）」および「秋田市空家等対策計画（案）概要版」のとおり
- 4 これまでの経過および今後のスケジュールについて
 - 令和5年12月中旬 議会への素案の報告
 - 令和5年12月下旬 パブリックコメント等の実施
 - 令和6年1月下旬 パブリックコメント等の終了
 - 2月 意見公募結果の公表および計画案作成
 - 3月中旬 計画案について議会へ報告
 - 3月末 計画策定および公表
 - 4月 計画に基づく空き家等対策の実施

■ 計画策定の背景と趣旨	P1	■ 計画期間	P3	■ 計画の対象	P3
<p>今後も全国的に空き家等は増加することが想定され、除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要があることから、令和5年12月には改正空家法が施行されました。</p> <p>本市においても更なる空き家等の増加が懸念され、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に進め、対策を強化する必要があることから、これまでの本市基本方針の内容や取組を継承しながら、新たに「秋田市空家等対策計画」を策定します。</p>		<p>令和6年度 ～令和10年度</p> <p>※秋田市総合計画、秋田市住生活基本計画等の上位関連計画の改定に合わせ、見直しを実施</p>	<p>対象とする地区</p> <p>秋田市全域</p>	<p>対象とする空き家等の種類</p> <p>空家法第2条に規定する「空家等」 ・空家等（空家法第2条第1項） ・特定空家等（空家法第2条第2項）</p>	

■ 現況の整理

P4～P12

人口・空き家等の動向

- 人口減少・少子高齢化の進展・加速
- 高齢者単身・夫婦世帯の増加
- 空き家は増加、賃貸・売却以外の空き家のうち6～7割は利活用可能
- 地価の下落、中古住宅流通は増加傾向

■ 本市のこれまでの主な取組

P13

秋田市空き家対策基本方針（平成26年4月策定）に基づき取組を実施

これまでの取組

基本方針1 空き家所有者への適正管理の啓発

- 広報あきたへの掲載による適正管理の呼びかけ
- 固定資産税納税通知書へのチラシ同封による空き家適正管理の啓発

基本方針2 空き家の利活用

- 秋田市空き家バンク制度による利活用の推進
- 秋田市空き家定住推進事業による改修費への支援（補助）
- 秋田市空き家所有者等無料相談会の開催
- 空き家データベース作成による情報共有
- 住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型による金利優遇

基本方針3 周辺環境に影響のある危険な空き家への対処

- 秋田市空き家等の適正管理に関する条例の制定
- 条例等に基づく危険な空き家の所有者への指導等
- 秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金による危険空き家の解体費への支援（補助）
- 金融機関との協定による空き家解体ローン金利優遇

基本方針4 新たな空き家の発生抑制のための対応策実施

- 秋田市住リフォーム支援事業によるリフォーム費用への支援（補助）
- 秋田市多世帯同居推進事業による同居のための改修費への支援（補助）
- 木造住宅耐震改修等事業による耐震診断および耐震改修への支援（補助等）
- 相続した空き家の譲渡所得3,000万円特別控除の周知および確認手続き

基本方針5 空き家対策への全庁的な取り組み

- 空き家に関する相談窓口と担当する役割分担の明確化

■ 空き家等の課題

P14～P15

課題1 所有者の当事者意識の向上

基本方針1、2

- 所有者としての当事者意識の向上
- 相続手続や成年後見制度などの周知

課題2 空き家等の解消に向けた相談や情報提供の充実

基本方針1、2

- 空き家等所有者への相談体制や情報提供の充実
- 空き家等となる前の啓発や情報提供の充実

課題3 空き家等の利活用の推進

基本方針2、3

- 空き家等の活用の推進
- 改修費用などへの支援

課題4 増加する管理不全な空き家等への対応

基本方針1、4

- 適正管理の啓発および支援
- 管理不全な空き家等への指導体制の強化
- 浸水被害を受けた空き家等への対応

課題5 空き家等対策の実施体制の整備

基本方針5

- 庁内の連携体制の整備
- 民間の関係団体との連携

■ 基本目標

P16～P18

総合的な空き家等対策による
安全・安心な秋田のまちづくり

基本方針1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実

- ◆ 市民等への意識啓発と情報提供
- ◆ 空き家等の相談体制の充実
- ◆ 空き家等の管理指針の周知
- ◆ 空き家等の管理代行サービス等の利用促進

基本方針2 空き家等の発生予防

- ◆ 空き家等となる前の対策や相続登記の必要性などの情報提供
- ◆ 空き家等に係る税制優遇措置の周知
- ◆ 既存住宅に住み続けられるための支援

基本方針3 空き家等の利活用の促進

- ◆ 空き家バンク等の活用
- ◆ 空き地バンクの設置の検討
- ◆ 空き家等の利活用および流通促進のための支援
- ◆ 空き家等の利活用促進のための様々な取組の検討

基本方針4 管理不全な空き家等への対応の強化

- ◆ 管理不全な空き家等の所有者への助言又は指導等や法的措置の実施
- ◆ 所有者不在（不明）空き家等への法的手続の実施
- ◆ 管理不全空家等の解体・撤去への支援
- ◆ 浸水被害空き家等に対する対応

基本方針5 空き家等対策の実施体制の整備

- ◆ 空き家等の調査
- ◆ 空き家等に関するデータベースの整備
- ◆ 市民等が相談しやすい窓口体制の検討
- ◆ 庁内での連携体制の整備
- ◆ 関係団体等との連携体制の整備
- ◆ 空家等管理活用支援法人の指定
- ◆ 空き家条例の改正の検討

■ 空き家等対策の成果指標

P28

指標	定義	現状 (R4)	目標値 (R6～R10)
空き家相談会参加件数	空き家所有者等無料相談会の参加件数（参加件数の合計）	32件 (R4)	180件 (R6～R10)
特定空家等および管理不全空家等認定件数	特定空家等および管理不全空家等認定件数（認定件数の合計）	0件 (R4)	100件 (R6～R10)
老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数	老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数（活用件数の合計）	12件 (R4)	60件 (R6～R10)
空き家バンク登録物件数	空き家バンクの登録物件数（登録物件数の合計）	22件 (R4)	130件 (R6～R10)

P19～P27

空き家等対策の実施

※詳細は2ページ目参照

秋田市空家等対策計画（案）（概要版 2 / 2）

P19～P27

■基本目標に対する基本方針および空き家等対策の実施内容

基本目標	基本方針	基本施策	具体的な取組
総合的な空き家等対策による安全・安心な秋田のまちづくり	基本方針 1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実	① 市民等への意識啓発と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報、ホームページ等での情報提供（継続） 固定資産税納税通知書へのチラシ同封による情報提供（継続） 空き家ガイドブックの作成の検討（新規）
		② 空き家等の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 秋田市空き家所有者等無料相談会の開催（継続） 秋田県主催の空き家相談会への参画（継続）
		③ 空き家等の管理指針の周知	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針に基づく、空き家等の適切な管理の指針の周知（新規）
		④ 空き家等の管理代行サービス等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業団体等との連携による空き家等の管理代行サービスや見守りサービスの検討（新規）
	基本方針 2 空き家等の発生予防	① 空き家等となる前の対策や相続登記の必要性などの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報、ホームページ等での情報提供（再掲・継続） 固定資産税納税通知書へのチラシ同封による情報提供（再掲・継続） 空き家ガイドブックの作成の検討（再掲・新規） 秋田市空き家所有者等無料相談会の開催（再掲・継続） 秋田県主催の空き家相談会への参画（再掲・継続）
		② 空き家等に係る税制優遇措置の周知	<ul style="list-style-type: none"> 相続した空き家等に係る譲渡所得の特別控除の周知および確認書発行手続（継続） 低未利用地に係る譲渡所得の特別控除の周知および確認書発行手続（継続）
		③ 既存住宅に住み続けられるための支援	<ul style="list-style-type: none"> 住宅リフォーム支援事業による改修費の支援（補助）（継続） 多世帯同居推進事業による改修費の支援（補助）（継続） 木造住宅耐震改修等事業による耐震診断や耐震改修の支援（補助等）（継続）
	基本方針 3 空き家等の利活用の促進	① 空き家バンク等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンク制度の活用および推進（継続） 住宅情報ネットワークサイトの活用および推進（継続） 全国版空き家・空き地バンクへの参画による情報発信（継続） 住宅の利活用に向けたセミナー等の開催の検討（新規）
		② 空き地バンクの設置の検討	<ul style="list-style-type: none"> 空き地バンク制度の設置の検討（新規） 住宅情報ネットワークサイトの活用および推進（再掲・継続） 全国版空き家・空き地バンクへの参画による情報発信（再掲・継続）
		③ 空き家等の利活用および流通促進のための支援	<ul style="list-style-type: none"> 住宅リフォーム支援事業による改修費の支援（補助）（再掲・継続） 空き家定住支援事業による改修費の支援（補助）（継続） 多世帯同居推進事業による改修費の支援（補助）（再掲・継続） 住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型による金利優遇（継続） 木造住宅耐震改修等事業による耐震診断や耐震改修の支援（補助等）（再掲・継続） 中心市街地空き店舗対策事業による改装費等の支援（補助・継続） 中心市街地空き店舗データベースによる空き店舗情報の発信（継続）
		④ 空き家等の利活用促進のための様々な取組の検討	<ul style="list-style-type: none"> 空き家等や低未利用地解消のためのランドバンク事業実施の可能性の検討（新規） 空き家等の様々な活用方法に対する支援の検討（新規） 空家等活用促進区域の設定および空家等活用促進指針の策定の検討
	基本方針 4 管理不全な空き家等への対応の強化	① 管理不全な空き家等の所有者への助言又は指導等や法的措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> 特定空家等および管理不全空家等の認定基準の策定（新規） 特定空家等および管理不全空家等の助言又は指導（継続） 改善が見られない特定空家等および管理不全空家等への勧告、命令および行政代執行実施の検討（新規） 条例に基づく緊急安全措置の実施（継続） 法に基づく緊急行政代執行の実施の検討（新規）
		② 所有者不在（不明）空き家等への法的手続の実施	<ul style="list-style-type: none"> 特定空家等および管理不全空家等の解消のための財産管理制度活用の検討（新規）
		③ 管理不全空家等の解体・撤去への支援	<ul style="list-style-type: none"> 老朽危険空き家等解体撤去補助金による解体費用への支援（補助）（継続） 金融機関との協定による空き家解体ローンの金利優遇（継続） 解体業者関係団体等との連携による解体業者紹介の手法の検討（新規）
		④ 浸水被害空き家等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害空き家等の調査および所有者への指導（新規） 老朽危険空き家等解体撤去補助金による解体費用への支援（補助）（再掲・継続） 金融機関との協定による空き家解体ローンの金利優遇（再掲・継続） 解体業者関係団体等との連携による解体業者紹介の手法の検討（再掲・新規）
	基本方針 5 空き家等対策の実施体制の整備	① 空き家等の調査	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの通報や日常的なパトロールによる空き家等の把握（継続） 効率的な空き家調査手法の検討および実施（新規） 所有者意向調査の検討および実施（新規）
		② 空き家等に関するデータベースの整備	<ul style="list-style-type: none"> 空き家等データベースの整備および市内での情報共有（見直し） 空き家等データベースシステム導入の検討（新規）
		③ 市民等が相談しやすい窓口体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> 市民等が相談しやすい相談体制の検討（新規）
		④ 市内での連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 空き家対策チームによる各課所室の役割分担や連携体制の整備（見直し） 空き家対策チーム等による市内連絡会議による空き家等対策の検討（新規）
		⑤ 関係団体等との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体等と連携した空家等対策協議会設置の検討（新規）
⑥ 空家等管理活用支援法人の指定		<ul style="list-style-type: none"> 空家等管理活用支援法人の指定の検討（新規） 	
⑦ 空き家条例の改正の検討		<ul style="list-style-type: none"> 総合的な空き家等対策の実施に向けた空き家条例の改正（新規） 	

土地区画整理事業の事業計画変更について

施行中の秋田駅東第三地区・秋田駅西北地区における事業計画変更の概要について報告するものである。

今回の変更では、事業期間の延長と事業費の増額を行っている。

1 秋田駅東第三地区(第5回変更)

	現計画	→	変更後
事業費	483億円		512億円(29億円増)
事業期間	令和12年度まで		令和15年度まで(3年延長)
事業費内訳			
施設整備費	51.6億円		49.5億円(2.1億円減)
補償費	383.7億円		417.2億円(33.5億円増)
その他	47.7億円		45.3億円(2.4億円減)
・主な変更内容	<p>都市計画道路千秋山崎線の整備スケジュールの見直し(市施行のアプローチ部(斜路)をJR委託工事完了後に実施)による年次計画の変更。残事業の精査による費用の増減、過年度実績額の反映などを踏まえた資金計画の見直し。</p> <p>特に補償費では、未確定であった大型物件や新たに判明した物件などを算入したほか、最近の補償単価の上昇等を考慮したことから大幅な増額となった。</p>		

2 秋田駅西北地区(第6回変更)

	現計画	→	変更後
事業費	149億円		152億円(3億円増)
事業期間	令和10年度まで		令和14年度まで(4年延長)
事業費内訳			
施設整備費	77.7億円		82.3億円(4.6億円増)
補償費	61.3億円		59.9億円(1.4億円減)
その他	10.0億円		9.8億円(0.2億円減)
・主な変更内容	<p>都市計画道路千秋山崎線の整備スケジュールの見直し(市施行のアプローチ部(斜路)をJR委託工事完了後に実施)による年次計画の変更。過年度実績額の反映および資金計画の見直し。</p> <p>千秋山崎線の整備費については、JR施行協定の進捗状況や最近の工事単価等の上昇を考慮したことから増額となった。</p>		

3 都市計画道路千秋山崎線

千秋山崎線の整備については、先に記載のとおり市が施行する斜路部工事をJR委託工事完了後に行うこととした。これにより、完成が令和9年度末から令和13年度末に延期される。

千秋山崎線整備スケジュール

内容	当初										変更
	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13		
JR委託工事	■										
斜路工事等	■				■						
機械・電気工事					■				■		
側道・舗装工事					■				■		

- ・整備費用 現計画90.3億円 → 変更後95億円(4.7億円増)
(JR:59.3億円、市:31億円) (JR:62億円、市:33億円)

※市施行の斜路部については、コスト縮減を図るため再度の設計見直しと工事発注時における技術提案型総合評価方式の採用を検討する。(技術提案は、工期の短縮、躯体の品質確保などを想定している。)

4 建物移転等のスケジュール

一部に遅れが生じるものの、おおむね地元で提示している移転スケジュールに沿って進めることとしている。



都市計画道路千秋山崎線 JR 委託工事の進捗状況について

標記委託工事については、令和元年10月11日付けで東日本旅客鉄道株式会社と施行協定を締結し、令和2年3月に着工している。

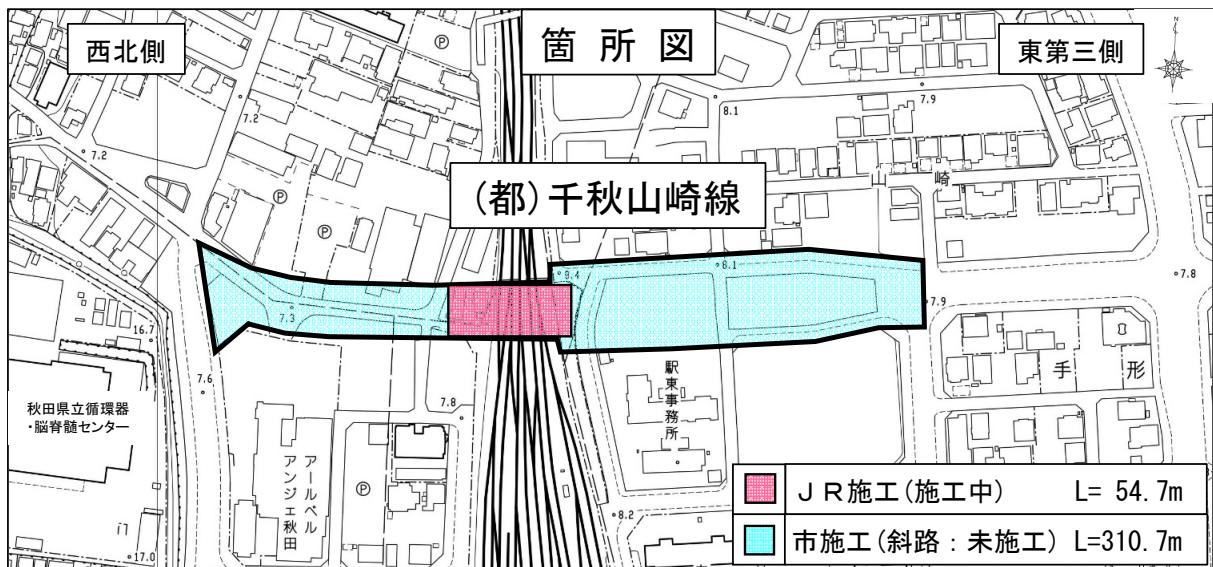
現在の進捗状況は、線路両側の立坑（線路下を横に掘進するための縦坑）からの鋼製函体によるボックス断面上面の構築（掘進）が完了し、この後、立坑の二次掘削、側面等の掘進へと進む予定となっている。

【JR委託工事の概要】

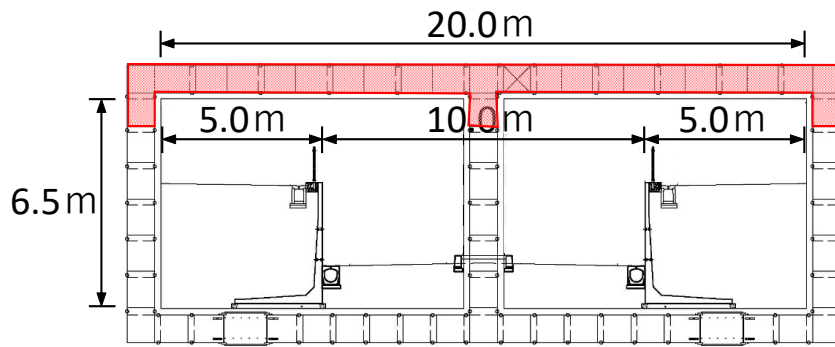
- ・協定名 奥羽本線秋田駅構内千秋山崎こ道橋（仮称）新設工事
- ・相手方 東日本旅客鉄道株式会社 東北建設プロジェクトマネジメントオフィス
- ・協定期間 令和元年～8年度
- ・協定金額 64億6,750万円
- ・協定延長 L=54.7m（鋼製函体 29.6m、RC函体 25.1m）
- ・進捗率 43.1%（R5末協定額ベース）
- ・各年度協定額および工事内容

（単位：千円）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
JR協定額	62,020	782,657	441,490	618,095	882,190	1,090,857	1,065,816	1,524,375
工事内容	準備工	鉄道施設 支障改修	薬液注入工	薬液注入工	鋼製函体工	掘削土留工	鋼製函体工	RC函体工
	—	薬液注入工	仮土留工	仮土留工	—	鋼製函体工	RC函体工	埋戻工
	—	仮土留工	—	掘削土留工	—	—	—	仮土留 撤去工

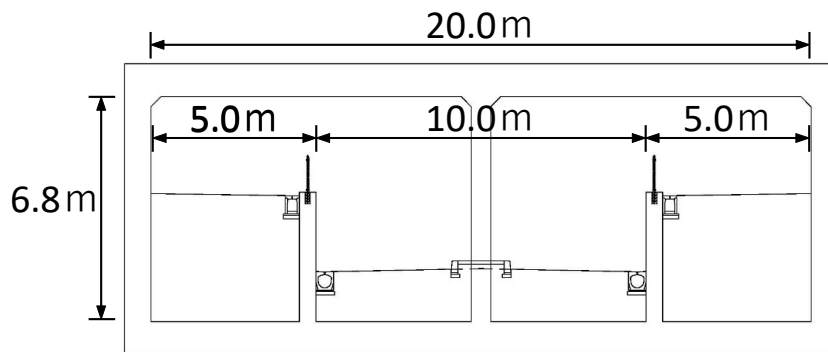


【断面図】



赤：完了済

鋼製函体



R C 函体

【施工状況】



東第三地区側



西北地区側